



目次

告 示	ページ
○字の区域及び名称の変更の届出 (市町村振興課)	1
○大規模小売店舗の新設に関する届出 (経営支援課)	1
○高知県収入証紙売りさばき人の指定 (会計企画課)	1
○高知県収入証紙売りさばき所の所在地の変更の承認 ( " )	2
公 告	
○特定非営利活動法人の設立認証の申請 (男女共同参画・NPO課)	2
○土地改良区の役員の就退任 (2件) (農業基盤課)	2
○土地改良区の定款変更の認可 ( " )	3
高知県選挙管理委員会告示	
◎告示(公職選挙法の規定による個人演説会等を開催できる施設)の一部改正 (3・26揭示)	3
監査公表	
○高知県職員措置請求についての監査の執行結果	3
○監査の結果に関する報告に基づく措置結果	21
高知県人事委員会公告	
○高知県警察官A男性及び高知県警察官A女性採用試験の実施	24

告 示

高知県告示第304号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、高知市長から次のとおり字の区域及び名称の変更について届出があった。

なお、この字の区域及び名称の変更は、平成19年5月1日からその効力を生ずるものとする。

平成19年4月17日

高知県知事 橋本 大二郎

字の区域及び名称の変更

変 更 前			変 更 後		
町	字	地番区域	町	字	

大津	石貝	甲12の6の一部、甲13の5の一部、甲14の4の一部、甲15の4、甲16の4、甲16の5の一部、甲17の4	大津	大笠
	間谷	甲18の1、甲19、甲22の1、甲27、甲40の1		
	和田	甲52の1、甲52の3、甲53の1の一部、甲53の3、甲53の5の一部、甲54の1の一部、甲54の4		
	篩ヶ森	甲1275		
	法隋	甲1333の1、甲1338の1		
	笠松	甲1347の2、甲1348の1、甲1348の2、甲1349の1の一部、甲1350の1の一部		
	向平	甲1305の2		
	大岩下	甲1310の3の一部、甲1311の1の一部		
	丹後	甲1323の1、甲1329の1		
	鳴ヶ撓	甲1356の1、甲1357		

備考 1 この表に表示されている区域に隣接介在する道路及び水路である市有地の全部を含むものとする。

2 上記地番は、平成18年6月14日現在の登記簿による。

高知県告示第305号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

平成19年4月17日

高知県知事 橋本 大二郎

1 届出の概要

(1) 届出者の名称

株式会社マルナカ  
代表取締役 中山 芳彦

- (2) 届出者の住所  
香川県高松市円座町1001番地
- (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
マルナカ 四万十店  
四万十市具同211ほか
- (4) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所  
株式会社マルナカ  
香川県高松市円座町1001番地
- (5) 大規模小売店舗の新設をする日  
平成19年11月28日
- (6) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
13,000平方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項  
ア 駐車場の収容台数  
1,064台  
イ 駐輪場の収容台数  
426台  
ウ 荷さばき施設の面積  
405.9平方メートル  
エ 廃棄物等の保管施設の容量  
264.8立方メートル
- (8) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項  
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前9時  
閉店時刻 午前零時  
イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前8時40分から午前零時20分まで  
ウ 駐車場の自動車の出入口の数  
8箇所  
エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後9時まで

2 届出年月日

平成19年3月27日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所

高知県商工労働部経営支援課  
四万十市商工観光課

4 意見書に記載すべき事項

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- (4) 意見の内容

高知県告示第306号

高知県収入証紙条例（昭和39年高知県条例第1号）第5条第1項の規定により、次のとおり売りさばき人を指定した。  
平成19年4月17日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名  
高知市本町4-1-24  
高知県信用農業協同組合連合会  
代表理事理事長 浜田 幸雄
- 2 売りさばき所の所在地及び名称  
南国市大桶甲2301  
南国市役所出張所
- 3 指定年月日  
平成19年4月4日

**高知県告示第307号**

高知県収入証紙条例施行規則（昭和39年高知県規則第28号）第4条第4項の規定により売りさばき所の所在地の変更について承認したので、次のとおり告示する。  
平成19年4月17日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名  
高知市丸ノ内1-2-20  
高知県危険物安全協会  
会長 仮谷 征二郎
- 2 売りさばき所の所在地及び名称  
(変更前) 高知市丸ノ内1-2-20 消防防災課内  
高知県危険物安全協会  
(変更後) 高知市丸ノ内1-2-20 消防政策課内  
高知県危険物安全協会
- 3 変更承認年月日  
平成19年4月4日

**公 告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。  
なお、関係書類は、平成19年4月5日から2月間高知県文化環境部男女共同参画・NPO課において縦覧に供する。  
平成19年4月5日（揭示済）

高知県知事 橋本 大二郎

申請の	申請に係る特定非営利活動法人
-----	----------------

あった年月日	名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成19年4月5日	特定非営利活動法人高知県環境自律フォーラム	小川 雅弘	高知市神田1676番地	この法人は、大都市住民にこびることなく自立した高知を創りあげようとする志を持つ人々が集い、ビジネスの原点であるトゥーペイの視点で高知の優れた自然環境と共生するニュービジネスを考え、自由闊達な議論ができる場を提供することにより、地域経済への活性化に寄与することを目的とする。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、窪川土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成19年4月17日

高知県知事 橋本 大二郎

役名	氏名	住	所
(退任)			
理事	氏原 郭	高岡郡窪川町	親ヶ内 253
〃	鬼頭 昭憲	〃	黒石 525
〃	宮地 章一	〃	七里 乙354-2
〃	恒石 平	〃	乙335
〃	國元 清隆	〃	土居 378
〃	藤原 光明	〃	奈路 604
〃	鍋島 幸雄	〃	峰ノ上 17
〃	麻野 拓男	〃	窪川 1164
〃	小野 重明	〃	川口 90
〃	山田 隆三	〃	野地 1022
〃	北村 公正	〃	興津 1290-2
〃	鎮田 高男	〃	〃 1296
〃	濱田 俊介	〃	影野 93
〃	武政 盛博	〃	〃 652
〃	芝野 孝夫	〃	平串 28-1
〃	中平 佳男	〃	仁井田 1310-1
〃	宮本 勇右	〃	勝賀野 62

〃	河野 守家	〃	〃	〃	381
〃	岩崎 正博	〃	〃	志和峰	180
〃	武市 裕英	〃	〃	弘見	386
〃	横田憲次郎	〃	〃	見付	165-1
〃	武吉 利秋	〃	〃	大向	124-2
〃	野坂 光洋	〃	〃	大井野	381
〃	河野 智紀	〃	〃	仕出原	97-1
監事	立花 幸勝	〃	〃	西川角	338
〃	上澤 哲猪	〃	〃	弘見	507-3
〃	三宮 郁男	〃	〃	影野	478

(就任)

理事	氏原 郭	高岡郡四万十町	親ヶ内	253
〃	鬼頭 昭憲	〃	黒石	525
〃	宮地 章一	〃	七里	乙354-2
〃	恒石 平	〃	〃	乙335
〃	國元 清隆	〃	土居	378
〃	藤原 光明	〃	奈路	604
〃	玉川 泰幸	〃	中神ノ川	35
〃	中城 内次	〃	高野	471
〃	小野 重明	〃	南川口	90
〃	山田 隆三	〃	野地	1022
〃	北村 公正	〃	興津	1290-2
〃	鎮田 高男	〃	〃	1296
〃	濱田 俊介	〃	影野	93
〃	武政 盛博	〃	〃	652
〃	芝野 孝夫	〃	平串	28-1
〃	中平 佳男	〃	仁井田	1310-1
〃	宮本 勇右	〃	勝賀野	62
〃	河野 守家	〃	〃	381
〃	上澤 正	〃	弘見	636-2
〃	沖野 博	〃	志和峰	1
〃	横田憲次郎	〃	見付	165-1
〃	武吉 利秋	〃	大向	124-2
〃	野坂 光洋	〃	大井野	381
〃	河野 智紀	〃	仕出原	97-1
監事	立花 幸勝	〃	西川角	338
〃	熊谷 安郎	〃	仁井田	1165
〃	山本 岩男	〃	土居	370-2

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、須崎市浜田土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成19年4月17日

高知県知事 橋本 大二郎

役名 (退任)	氏 名	住 所
理事	高橋憲一郎	須崎市多ノ郷甲3337
〃	能見 喜登	〃 〃 甲1333-2
〃	梅原 昇	〃 〃 甲1513
〃	高橋 鶴喜	〃 〃 甲2803
〃	高橋 春樹	〃 〃 甲2280
〃	嶋崎 博敬	〃 桑田山乙1462
〃	市川 靖	〃 多ノ郷甲 785
〃	梅原 一悦	〃 〃 甲 847
監事	川上 悦弘	〃 〃 甲2826
〃	鳴岡 久芳	〃 〃 甲3213-1
(就任)		
理事	市川 靖	須崎市多ノ郷甲 785
〃	市川 良樹	〃 〃 甲 776
〃	梅原 一悦	〃 〃 甲 847
〃	高橋 春樹	〃 〃 甲2280
〃	岡崎 信孝	〃 池ノ内 316
〃	嶋崎 博敬	〃 桑田山乙1462
監事	川上 悦弘	〃 多ノ郷甲2826
〃	鳴岡 久芳	〃 〃 甲3213-1

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、久礼田土地改良区の定款の変更を平成19年4月5日に認可した。

平成19年4月17日

高知県知事 橋本 大二郎

-----  
**選挙管理委員会告示**  
 -----

**高知県選挙管理委員会告示第20号**

平成18年9月高知県選挙管理委員会告示第70号（公職選挙法の規定による個人演説会等を開催できる施設）の一部を次のように改正する。

平成19年3月26日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 中越 豊喜

表中

〃	黒潮町保健福祉センタ 一	幡多郡黒潮町入野2017番地 1	〃
---	-----------------	---------------------	---

を削る。

-----  
**監 査 公 表**  
 -----

**監査公表第9号**

平成 19 年 4 月 17 日

高知県監査委員 武石 利彦  
 同 黒岩 正好  
 同 坂本 千代  
 同 奴田原 訂

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づき、平成 19 年 1 月 19 日 高知市 森武彦ほか 2 名から提出のあった高知県職員措置請求について監査を行い、平成 19 年 3 月 20 日に監査結果を通知したので、同条第 4 項の規定により次のとおり公表する。

第 1 請求の受理

1 請求人

高知市 森 武彦  
 高知市 田所 辨蒔  
 高知市 高橋 正雄

2 請求の内容

請求人提出の高知県職員措置請求書による措置内容及び請求の理由は、次のとおりである。

(1) 措置内容

ア 高知県が高知県漁業信用基金協会に貸し付けた無利子の 2 億円 (10 年間ころがし貸付) が不当な貸付けであることを確認し、平成 18 年度の貸付契約を変更すること及び平成 19 年度の貸付けを差し止めること。

イ 上記無利子貸付により県が受けた損害について、関係職員に補填を請求すること。(請求額 2,450 万円)

(2) 請求の理由 (原文登載)

高知県が、高知県漁業信用基金協会 (以下「基金協会」という。) に対して行ってきた貸付けの実態と問題点は、下記のとおりである。

ア 平成 12 年度に 1 億円を無利子で年度内償還予定の貸付けを行った。

しかし、この貸付けは、平成 21 年度までの間自動的に貸付けを繰り返すことを前提としていた。

この貸付けのため高知県漁業信用基金協会貸付け実施要綱を定め、貸付けに際して知事と基金協会理事長が契約書を交わしているが、いずれも償還期限、償還方法は 1 年間、無利子とし単年度契約を装って、10 年間の長期貸付を保証している。実質的には、債務保証を約したに等しい (所謂ころがしと言われる手法による。) 内容である。

イ 平成 13 年度になり、ア同様の方法で更に 1 億円の追加貸付けを実行した。

以後、2 億円の公金が、無利子で繰り返し貸し付けられた。

なお、当初計画 (平成 12 年度) では、平成 14 年度も更に 1 億円の追加融資 (計 3 億円) を予定していたが、変更され現在は毎年 2 億円の貸付けとな

っている。

ウ この貸付けは、目的が基金協会のリスク負担を軽減するためとされている。また、貸付金は、期間 10 年の国債・地方債の購入に当てられ、運用益を当初予定（3 億円）で 10 年間に 5,400 万円と想定していた。

（現在、平成 18 年度貸付け時では、2 億円貸付けで運用益 3,200 万円と変更されている。）

エ この貸付けは、次のように不当なものである。

（ア） 県行政と関わりがあるとはいえ、個別団体に 2 億円もの公金を無利子で長期貸し付けることは極めて異例で通常はあり得ず、県民として容認し難い。（他に例がない。）

高知県の財政状況は悪化を極めており、このような貸付けが許される余地はないはずである。

（イ） また、貸付けの手法が問題の多い「ころがし」である。「ころがし」は県民に隠れて不適正な貸付けを行うときの脱法的手法であり、極めて透明性が欠けたもので公の金融行政の原理原則から逸脱したものである。

（ウ） 貸付目的が基金協会の「リスク回避」、「負担軽減」のため運用利益を積み立てることにあるとされているが、運用益確保のための無利子貸付は実質的には補助金支出に該当する。迂回補助（ヤミ補助）というべきである。制度的に必要ななら県議会で総合的に論議し、公平・公正で財務会計上に認められる手法を設けるべきである。

新しい融資制度であるのに、回議書（平成 12 年度）では公報掲載不要と決裁され公にすることを避けている。極めて不透明な経緯を辿っている。

この恩恵は、基金協会 1 団体だけが受けており不公平・不公正な金融行政である。県下の一次産業は政府の無策等で経済・経営状況は悪化を続けており、行政の支援が必要なことは県民も否定しない。支援を求める団体は、農業・林業・漁業各層でも数多い。これら一次産業への金融面等での支援なら、より透明性と公平・公正さの確保が重要で、説明責任が果たされなければならない。

ところが、実際には海洋局の貸付け当初（平成 12 年度）では貸付額算定の根拠として今後の融資（保証）額を 15 億 8,300 万円と想定し、平成 12 年度から 1 億円、平成 13 年度から 1 億円の追加融資、更に平成 14 年度にも 1 億円の貸付けを予定していた。（計 3 億円）

平成 12 年度（当初計画）では 3 億円貸付運用益は国債利率 1.8 パーセントで 5,400 万円を予定していた。

しかし、平成 13 年度になると融資（保証）必要額が 8 億 6,000 万円と激減しており、平成 14 年度の追加融資は中止された。平成 13 年度貸付けは地方債利率 1.4 パーセントで、前年度分と合わせた 2 億円の 10 年間貸付けの運用益は 3,200 万円となった。

貸付根拠自体も客観的根拠が薄弱でずさんな事務である。利率の変動の多い債券等を購入する資金の無利子供与そのものにも、県金融行政の原

理・原則に照らして妥当といえるのかも疑問がある。

また、海洋局には基金協会からの貸付申請（金額などの根拠を基金協会が客観的に示したもの）が存在しないという状態で無責任も甚だしい。

（エ） 漁業関係では、国・県とも多様な補助・融資、利子補給が並立し基金協会のリスク対策として水産庁は中小漁業関連資金融通円滑化事業（平成 17 年度から平成 21 年度）の実施で「貸し渋り」、「貸し剥がし」の懸念を防ごうとしている。

さらに、県が行う「信用基金協会への出資の一部を補助する」制度が水産庁協同組合課で平成 12 年度より実施され国が予算化している。百条委員会で検討中の問題の出資に、この補助金は活用されたかの疑問も新たに生じている。

また、漁業運転資金融通円滑化事業においてリスク負担を制度化し、独立行政法人農林漁業信用基金が基金協会の求償権残高のリスク負担の 7 割を負担するなどの対応をしている。

また、基金協会は独立行政法人農林漁業信用基金より 8 億円を超える資金の貸付けを受け、その運用益の積み立てを基金協会運営の重要な資金源としている。

ところで、基金協会の上部団体は、運用益確保のための基金協会への貸付けに際しても無利子貸付はしていない。（低利子貸付である。）

これからみても本件無利子貸付は、極めて異常な措置である。

（オ） 海洋局の説明の立場に立っても、貸付期間（10 年間）が終了すれば、基金協会は積立金の確保が困難となり、リスク負担には新しい貸付けを県が負担し続けなければならない。基金協会は、2 億円の借入金返済をスムーズに行えるであろうか。

オ 本件貸付での損害と違法性

県は、厳しい財政状況の下県民の福祉・生活関連予算の事業見直しを行い、県民負担が増加し県民は厳しい生活を余儀なくされつつある。

県は、各種事業の財政運用のため資金を民間金融機関等から借り入れて資金繰りをしているが、その場合は有利子である。（3.5～5 パーセント）

銀行から利子付きで借りた資金に頼る一方、無利子で恣意的に貸付け、投資運用をさせることは銀行の利子分が県会計の不当負担であり損害を生じる。

つまり、2 億円を年利率 5 パーセントで借り入れている事業に運用すれば（借入金を減少できる）10 年間で 1 億円の利子負担を軽減することが可能である。

請求人らは、3.5 パーセントの利子負担を想定し、7 年間（平成 12 年度から平成 18 年度）の余分な負担を少なくとも 2,450 万円として算出した。

この観点から本件無利子貸付の結果は、地方自治法第 2 条第 14 項の「最小の経費で最大の効果を挙げなければならない。」及び地方財政法第 4 条第 1 項の「目的を達成するための必要かつ最小の限度を超えて支出してはなら



ない。」の規定に反する財務会計行為であると主張するものである。

カ 会計手続的にも、事務処理規則第9条(専決及び委任の特例)で決裁権者に義務付けられている「重要、異例に属する」ものは上司の指示、承認が必要との判断に基づく事務が一切行われず、要綱制定、契約、支出負担行為などの特定団体への無利子貸付の決裁が局長だけで処理され、副知事・知事等に事前報告・協議された形跡がない。

ただ、平成15年には、県漁連・信漁連・基金協会の共同陳情で無利子貸付の継続が要請され、知事・局長等が対応しこれを認めているので、知事らの管理・監督責任があるのは当然である。

また、県議会も予算説明書に2億円の貸付けが明示されている(予算上は単年度貸付で処理)のに精査・問題点としての説明がされていないのも県民として残念であると言わざるを得ない。

キ ところで、このような異例の無利子貸付は、現在問題とされている基金協会への平成12年度以降の年900万円の出資とセットで提起されている。

海洋局が言うように、基金協会のリスク負担が必要欠くべからざるものという責任を持つ立場が真剣なら、問題の「よこはま水産」が開業以後赤字続きで直ぐ経営破たんし、貸付金が償還不能はプロの目からは簡単に判断できるのに県が信用保証協会に保証を求め、また本件基金協会も県と二人三脚で貸付けとその保証を安易に続け、平成15年1月31日には1億4,734万7,405円の代位弁済を基金協会が行わなければならないとなった事態はどうして生じるであろうか。その責任は誰が持つというのであろうか。

もともと、危機管理の欠如と政治的配慮が信漁連・基金協会の融資と保証業務を歪めてきたと指摘するものである。あとになってリスク軽減理由に本件のような無利子貸付を合理化するのは、責任回避である。

以上の理由により平成18年度貸付契約は有利子として契約変更を行い、平成19年度に予定されている貸付けを停止し、今までの貸付事務から生じた利子の差損は関係職員が補填すべきである。

以上、地方自治法第242条第1項に基づき下記の証拠書面を添えて住民監査請求を行う。

(3) 事実を証する書面

- ア 平成12年度貸付け関係書類一式  
回議書及び添付資料、契約書、支出負担行為決議書、支出命令書
- イ 平成13年度貸付け実施要綱
- ウ 平成18年度貸付手続書類一式  
回議書、県支援策フロー、契約書
- エ 平成12年度予算査定資料(財政課)  
見積書、理由書、支援策
- オ 基金協会への支援策フロー(当初、平成13年度、平成14年度)
- カ 中小漁業関連資金融通円滑化事業・漁業運転資金融通円滑化事業資料
- キ 「よこはま水産」への貸付支援・出資等の内容の判る資料(報道記事)

3 請求の要件審査

本件請求は、平成19年1月19日に受け付けし、要件審査の結果、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条に規定する要件を具備しているものと認め、同日付で受理した。

請求人は、平成12年度から平成18年度までの基金協会への貸付(以下「本件貸付」という。)により県が受けた損害(請求額2,450万円)について、関係職員に補填を請求することを措置内容として求めている。

このうち、平成12年度から平成17年度までの貸付けは、請求のあった時点で既に1年以上経過している。また、本件貸付は、毎年度当初予算に計上のうえ年度当初に貸付けされていることから、1年を経過して請求したことについて正当な理由があるとは認められない。よって、平成12年度から平成17年度までの貸付金の支出は、監査対象外とした。

第2 監査の実施

1 証拠の提出及び陳述

- (1) 請求人に対して、法第242条第6項の規定により、平成19年1月31日に証拠の提出及び陳述の機会を与えた。
- (2) 執行機関に対して、同日に陳述の機会を与えた。

2 監査対象事項

請求の趣旨及び陳述内容から、次の事項を監査対象とした。

- (1) 海洋局水産経営指導課(以下「水産経営指導課」という。)が支出した基金協会への平成18年度の貸付けが違法、不当であるか否か。
- (2) 平成19年度の基金協会への貸付金の支出を差し止めるべきか否か。

3 監査対象機関

本件貸付の契約事務及び予算の執行を所管している水産経営指導課を監査対象機関とした。

4 関係人の調査

法第199条第8項に基づき基金協会及び総務部財政課(以下「財政課」という。)に対して調査をした。

第3 監査の結果

請求人の主張は認められないので、本件請求は棄却する。

以下、その理由について述べる。

第4 事実関係の確認

監査の結果、次の事実を確認した。

1 漁業信用事業統合の経緯

このことについて、水産経営指導課は次のように説明している。

- (1) 漁業協同組合(以下「漁協」という。)の信用事業の統合を実施するに至る経緯

漁業環境を取り巻く厳しい経営環境の中で、平成10年4月に早期是正措置制度が導入され、信用事業を行う漁協に対して、市中銀行と同様に金融規制が強化された。

この早期是正措置制度とは、ペイオフ解禁を控え、漁協の自己資本比率が4パーセントを下回ると業務改善命令が、0パーセント未満となると停止命令が発出されるものである。となると、経営基盤の脆弱な本県の漁協は、もはや信用事業を継続することが困難な状況に追い込まれるため、漁協が独自に行っていた信用事業を高知県信用漁業協同組合連合会（以下「信漁連」という。）に統合していくことが当時の高知県（以下「県」という。）の水産行政の最大の課題となっていた。

## (2) 計画とスケジュール

こうした状況を打開して貯金者の保護を図るためには、漁協の信用事業を信漁連に統合する以外にないとの判断から、「1県1信用事業責任体制」の構築を進める全国運動に呼応しながら、県内47の信用事業を実施している漁協を対象に、漁協の信用事業を信漁連に統合する取り組みを進めることになった。なお、遠洋まぐる漁業への貸付けを主体に農林中央金庫の傘下で信用事業を営んでいた室戸漁協は除かれていた。

具体的には、平成10年度から平成14年度までの5箇年間の統合計画を策定して、各漁協の財務調査を行ったうえで、統合時に不足資金の発生が見込まれる場合には改善計画を策定し、各漁協で総会の議決を経て、順次信漁連への統合を進めてきた。

## (3) 信用事業統合に伴う漁協の不足資金

漁協は、販売事業や購買事業などの経済事業を行っているが、信用事業を行っていた漁協では、こうした経済事業を行うのに必要な運転資金を貯金で調達していた。

信用事業統合後は貯金業務は廃止され、こうした運転資金を新たに調達する必要が生じたため、信漁連から短期資金を借り入れることとなった。

このうち、漁協が信漁連から借り入れた短期借入資金のうち、基金協会の保証の対象となる短期借入金を事業不足資金という（以下同じ）。

## (4) 取り組みの結果

信用事業統合の計画を進めた結果、平成10年度に4組合、平成11年度に12組合、平成12年度に11組合、平成13年度に10組合、平成14年度に10組合と、合計47組合の統合が完了した。

その後、単独で信用事業の継続を予定していた室戸漁協についても、平成17年2月に信用事業統合を行い、本県の漁協系統信用事業はすべて信漁連に統合され、「1県1信用事業責任体制」が構築された。

## 2 信用事業統合に関する支援策

### (1) 支援策を打ち出した経緯

#### ア 県への要請

このことについて、水産経営指導課は次のように説明している。

県には、平成11年の7月に基金協会からファックスによる文書が提出され、高知県漁業協同組合連合会（以下「県漁連」という。）の会長等も出席し、口頭で相談があった。基金協会からの陳情があつてという趣旨のもので

はなく、県と信漁連を中心に基金協会も入って支援策を作った。

しかし、証拠書類等は存在していないため、一連の経過や協議内容の記録は確認できない。

なお、平成15年1月に県漁連、信漁連、基金協会の3者連名で県に対して「信用リスクの軽減を図り、漁協や漁業者の切実な資金需要に対応するためには基金保証の充実が不可欠なことから、基金協会への無利子貸付や増資の継続をお願い致します。」と陳情している。

### イ 独立行政法人農林漁業信用基金（以下「農林漁業信用基金」という。）からの通知

平成10年4月1日付けの農林漁業信用基金漁業部長の基金協会に対する「漁業信用事業統合に伴う必要資金に係る保証保険の引き受けについて」の通知の中で、基金協会の具体的な上記必要資金への保証保険の対応方針が示されている。

この通知によれば、漁業信用事業統合に伴う必要資金にかかる保証保険の対象資金は、「信用事業譲渡組合が信用事業の譲渡に伴い必要とする資金であつて、当該組合の購買事業、販売事業等、経済事業の運営に必要なもの」とされている。また、「保証引受審査に当たっての留意点」の中で、「基金協会の運営の健全化を図る見地から、関係機関による次のような支援体制をできる限り確立しておくことも必要と考えられる。」として、①地方公共団体及び金融機関からの出資造成、②金融機関の付保割合向上の推進（良質保証の拡大）、③代位弁済が発生した場合の基金造成（地方公共団体の出資、金融機関の協力出資等）の3点が挙げられている。

### ウ 事業不足資金

水産経営指導課は、関係団体が協議のうえ、事業不足資金の予定額を15億8,300万円とし、その旨を平成12年3月3日に基金協会が農林漁業信用基金に回答したと説明している。

## (2) 県の支援

### ア 県の支援策

平成12年度予算要求資料として作成された別紙1によると県の当初の支援策は、次のとおりとなっている。

#### (ア) 貸付計画

平成12年度から平成21年度に1億円、平成13年度から平成22年度に1億円、平成14年度から平成23年度に1億円をいわゆるころがして貸し付ける。

#### (イ) 貸付金の運用益

3億円×1.8パーセント（国債10年）×10年=5,400万円

運用益は、基金協会の保証リスクの負担の軽減を図るものであり、基金協会の負担額（9,498万円）の6割程度に相当する額である。

#### (ウ) 事業不足資金見込み額

15億8,300万円（18漁協）

## (エ) 代位弁済の見込み額

15 億 8,300 万円×0.2 (事故率) = 3 億 1,660 万円

## (オ) 保険金

3 億 1,660 万円×0.7 (保険金率) = 2 億 2,162 万円

## (カ) 基金協会の負担額

3 億 1,660 万円 - 2 億 2,162 万円 = 9,498 万円

代位弁済額の 3 割相当額

イ 県の支援の根拠等について、水産経営指導課は次のように説明している。

## (ア) 支援の根拠

県の支援は、漁協が信漁連から借り入れた短期資金に対して基金協会が新たな保証を行うことによるリスク負担を軽減するためのものである。県として、以下の点からその負担を軽減するため支援することは不可欠である。

- a 基金協会は、中小漁業融資保証法に基づき中小漁業者等の資金融通の円滑化を目的として設立された、公益性の高い団体である。
- b 農林漁業信用基金から、信用事業統合に伴う漁協の不足資金への対応を関係機関として支援することが必要であると明示されていた。
- c 基金協会は、漁協や中小漁業者を対象に公益性、公共性の高い事業を実施しており、その支援効果は、本県漁業全体に及ぶ。

## (イ) 支援策として貸付けを選択した理由

出資金に比べて、運用益の確保に効果的な貸付金を選択した。

支援の効果を具体的に算定したうえで、無利子で貸し付ける決定をした。その理由は、無利子貸付は公益性の高い団体の収益力の向上を図る手段としては、一般的に用いられた手法であり、平成 12 年当時、県の支援措置として相当数の無利子貸付が行われていたことによる。

## (ウ) 基金協会の代位弁済前に県の支援策が必要な理由

- a リスクの 9,500 万円の 6 割程度を 1 回の貸付金で積み立てするには 30 億円必要である。
- b リスクの発生が 10 年後としているから、補助金をこの時点で支出する根拠がない。
- c 金額の確定できない時点で債務負担行為を行うことはできない。

## ウ 平成 12 年度当初予算の査定について

本件貸付については、第 2 次復活見積書等の予算関係資料から、知事査定に付されたことは明らかである。

## (3) 信漁連の融資

水産経営指導課の説明によれば、事業不足資金の内容は次のとおりである。

## ア 融資対象

事業不足資金で、各事業の 1 箇月間の未収金残高 (棚卸高を含む。) と未払金残高の差額

## イ 融資条件 (期間、利率、担保ほか)

## (ア) 融資期間

運転資金見合いの短期貸付金 (1 年以内) として融資するが、当分の間借換による融資を継続する。

融資が終了する時期は、県 1 漁協となり経営がより一層進展し、各漁協への運転資金見合いの不足金の融資が不要となる時点である。

## (イ) 貸付利率、担保

貸付利率は 1.875 パーセント、返済期間は 1 年以内の手形貸付で借換は可能、漁協の有する土地・建物に担保を設定し、漁協役員全員の個人連帯保証を義務付ける。

## (4) 基金協会の保証

## ア 保証対象

信漁連の融資する事業不足資金の全額が保証対象となっている。

## イ 保証料率

保証料率は、平成 14 年度までが 0.75 パーセント、平成 15 年度以降が 0.86 パーセントとなっている。

## ウ 保証限度額

保証限度額は、経済事業の年間取扱高の 12 分の 3 相当額となっている。

## エ 再保険の状況

信用事業統合のために信漁連が漁協に融資する資金のうち、基金協会が保証する資金はすべて農林漁業信用基金の再保険に付されている。

## (5) 基金協会が保証した資金の代位弁済に伴う経理処理

## ア 平成 17 年度末の状況

代位弁済の事例はなく、6 の (2) のとおり、貸付金の運用益の全額を「その他引当金」として計上している。

イ 代位弁済の一般的な事務処理は、基金協会の業務方法書及び経理基準、水産経営指導課の説明によれば、次のとおりである。

## (ア) 保証責任準備金

代位弁済に備えて、次の a と b を加えた額を保証責任準備金として繰り入れる。

- a 毎年度末において、当該年度末の保証債務の額から、融資機関が保証債務の弁済を請求することができる期日 (以下「所定期限」という。) を経過している保証債務の額を減じた額の 1000 分の 6 に相当する額
- b 所定期限を経過している保証債務額の 10 分の 1 に相当する額

## (イ) 求償権償却引当金

所定期限を経過している保証債務のうち代位弁済を求められた債務保証分について、次の額が求償権償却引当金として繰り入れる。

- a 当該年度末において求償権残高 (代位弁済額の 10 分の 3) のうち当該年度に代位弁済したものについては、当該年度にその 100 分の 33 に相当する額
- b 翌年度にその 100 分の 67 に相当する額

c 翌々年度にその100分の100に相当する額

(ウ) 納付準備金

信用基金から支払を受けた保険金及び支払を受けることが予定されている保険金の額(代位弁済額の10分の7)については、納付準備金として整理される。

(エ) 代位弁済の資金

代位弁済の財源が次により措置され、中小漁業者に対する融資の円滑化が図られている。

a 平成10年度に国が農林漁業信用基金へ30億円の出資を行う。

b これを原資として農林漁業信用基金が各基金協会に低利融資を行う。

c 基金協会は、この資金を原資とすることで代位弁済に伴う基金の取り崩しの回避や財務基盤の強化等を図る。

なお、国は平成10年度中に3次補正で約40億円の出資を行うなど、これ以降も同様の措置を継続している。

(オ) 求償権の償却

基金協会の業務方法書及び求償権償却基準に基づき、年度末に次のとおり償却される。

a 保険金受領にかかる求償権にあつては、当該支払を受けた保険金の額に相当する部分につき納付準備金を取り崩す。

b 当該求償権のその他の部分及び保険金受領にかかる求償権以外の求償権にあつては、求償権償却引当金を取り崩して償却を行う。

(6) 市町村の支援

平成12年度予算要求資料として平成12年1月12日付けで海洋局水産振興課(以下「水産振興課」という。)が作成した文書によれば、基金協会に対する支援について、市町村に負担を求めない理由は次のとおりとされている。(原文登載)

ア 基金協会への貸付金の主旨は、信用事業譲渡の後に、数年で漁協が破綻した場合、信漁連が貸し付けている財務不足資金・事業不足資金が、回収不能となる。この負担を財務不足資金は信漁連が負担し、事業不足資金は基金協会が保証していることから基金協会が負担することになり、リスクの分担をするものである。

イ この問題は、系統全体の問題であり、特に信漁連の信用事業の問題であり、破綻した漁協の地元市町村に、信漁連の負担軽減を求めることはできない。

市町村は、破産した漁協の再建について直接負担することとなる。

ウ 事業資金の保証に伴う漁協の出資金については、漁協の財務体質が弱いことから、漁協に代わって市町村にも出資を求めることになる。

なお、水産経営指導課は「市町村は、信用事業統合において、県と連携して漁協の長期借入金に対する利子補給やオンライン機器等の整備に対する助成を行い、平成14年度から、統合時の不足資金融資に対する基金協会の債務保証額に応じて増資に努める。(事業資金の保証に伴う漁協の出資金については、漁協

に代わって、市町村に出資を求める。)」と説明している。

(7) 貸付額の変更

水産経営指導課によれば、「貸付金制度を予算化する平成11年度では、信用事業統合に伴う漁協の販売事業や購買事業に必要な金額を別表1の融資額のおり18漁協、15億8,300万円と見込んでいた。このことから、平成12年度から平成14年度までの3年間に各1億円の計3億円の貸付けが必要だと見込んでいた。しかし、保証額が、別表2のとおり平成14年度実績で8億4,000万円となった。

このため、平成14年度予算要求資料として作成した別紙2のとおり、平成14年度の1億円の貸付けを中止した。」と説明している。

3 信漁連の融資実績

平成18年3月末(平成17年度末)における信漁連の信用事業統合組合に対する融資残高は、別表3の合計のとおり、長期資金が29億4,098万9,000円、短期資金が29億1,722万円、うち基金協会の保証分は8億2,750万円となっている。

4 保証実績等

(1) 保証実績

事業不足資金に対する基金協会の保証実績は別表2のとおりであり、水産経営指導課は次のように説明している。

保証の対象として当初18漁協を見込んでいたが、2漁協が対象から外れ、事業資金調達の際の信漁連のリスク軽減を考えたときに一定の保証が必要となった3漁協を加え、19漁協を対象とした。

統合前に信漁連を中心に漁協の財務調査を実施し、不足資金の算定をしたが、基金協会の経営状態が悪化する中で、大きな負担を強いることはできないとの判断から、保証金額を経済事業にかかる資金のうち固定化債権や欠損金見合い分を除く必要最小限の運転資金に限定した。

加えて、平成13年度、平成14年度に多額の不足資金の見込まれる5漁協の統合を行ったが、これらの漁協の保証リスクが高まったことから、保証金額が大きく減少した。

その結果は、別表2のとおりで、平成17年度末で、漁協の経済事業にかかる運転資金見合いの短期借入金8億2,750万円の保証残高となっている。(平成14年度時点では、8億4,000万円)

保証額は、ピークで8億4,000万円、これに対し事故率が20パーセント、そのうち70パーセントは保険が付されているので、残り30パーセント約5,000万円を基金の負担額(リスク)と想定している。

ただし、平成15年4月以降3回の漁協合併が行われ、その結果、平成17年度末の対象漁協数は、14となっている。

(2) 代位弁済の事例

基金協会の保証した事業不足資金にかかる代位弁済の事例は、ない。

5 本件貸付について

(1) 目的

高知県漁業信用基金協会貸付金貸付け実施要綱（以下「実施要綱」という。）第 1 条で「信用事業統合において、信漁連が貸し付ける事業不足資金に対して、新たに保証を行う協会に対し、高知県が貸付金を貸し付け、基金協会のリスク負担軽減を図ることを目的とする。」と規定している。

(2) 積算根拠

水産経営指導課によると、次のとおりである。

ア 対象保証残高

2 の(7)のとおり、当初は 15 億 8,300 万円を見込んでいたが、平成 17 年度末では、4 の(1)のとおり 8 億 2,750 万円となっている。

イ 事故率

政策判断を行ううえでの推定値として算出している。

その根拠は、平成 10 年度までの累積事故率が 5 パーセント、このうち借替緊急融資資金の累積事故率が 28.7 パーセントであったことから、信漁連、基金協会、県の 3 者で協議のうえ、20 パーセントに設定をした。

事故率 30 パーセントと 20 パーセントの両方を想定比較のうえ、20 パーセントに設定した。

なお、平成 12 年度以降は、信用事業を統合した漁協の経営改善計画の進捗・管理を通じて、保証リスクの把握を行っている。

(3) 貸付条件

ア 貸付金の運用

実施要綱第 3 条第 1 項及び高知県漁業信用基金協会貸付金貸借契約書（以下「契約書」という。）第 4 条で「基金協会は県から貸付けを受けたときは、業務方法書に基づき、適切な管理と安定した運用をしなければならない。」と規定されている。

なお、別紙 1 及び別紙 2 の基金協会への県支援策フローの中では、「国債 10 年」と記載されており、当初は 10 年ものの国債による運用を予定していたことがうかがわれる。

イ 貸付金

実施要綱第 2 条第 2 項で平成 12 年度は 1 億円、平成 13 年 4 月 1 日改正により平成 13 年度から 2 億円と規定されている。

ウ 貸付利率、返済期限

貸付利率は実施要綱第 2 条 3 項及び契約書第 3 条で無利息とし、返済期限は実施要綱第 2 条第 4 項及び契約書第 6 条で貸付けした翌年の 3 月 31 日としている。

エ 質権の設定

平成 17 年度契約書からは、第 11 条に貸付担保の条項が追加され、有価証券に県の質権を設定している。具体的には、貸付金の実際の運用をしている対象債権ではないが、平成 17 年 4 月 1 日から、長期にわたり基金協会が保有する三井物産（株）の第 55 回無担保社債 1 億円、第 46 回の期限前償還条件付無担保社債 1 億円に対し、期限を設けずに質権が設定されている。

オ ころがし貸付とした理由

(ア) 水産経営指導課は、ころがし貸付とした理由について、「ひとえに県の財政事情によるもので、一般財源の手当てが困難であったことから、可能な形での選択をした。補助金とするのであれば一般財源が必要となるが、ころがしであれば諸収入を充てることのできるため、一般財源を確保しなくともよい。」と説明している。

(イ) このことについての財政課に対する確認事項の回答は、次のとおりである。

a 平成 12 年度当初予算編成時の当該貸付けにかかる経過

平成 12 年度当初予算編成時に、当該貸付金の財源等に関し、一般財源の負担を避けるため、いわゆる「ころがし」方式の貸付金にすることを財政課の方から投げかけたか、当時の担当職員等に確認したが、そうした事実はないとのことであった。

当時は、財政構造改革を全庁的に進めている時期であり、平成 12 年度当初予算編成でも、新規の貸付金やその他の経費について、一般財源ベースでマイナス 10 パーセント・マイナス 20 パーセントの予算見積のシーリング枠を設定するなど、歳出を厳しく抑制していたことを踏まえて、海洋局として、こうした手法を判断したものと思われる。

また、当時の資料でも、海洋局から提出された予算見積書が見積段階から「貸付金」とされ、その財源は「諸収入」となっているほか、財政課の「なぜ貸付金にするのか」との問いに海洋局が答えた資料などが添付されていることから、海洋局から単年度の貸付けを提案してきたものと思われる。

b 当該貸付け以外の方法の検討

当時の海洋局の資料では、出資金と比べて貸付金によるほうが運用益が大きいこと、また、代位弁済や求償権引当のためには出資金は財源にならないが、貸付金の運用益は財源になること等から貸付金での対応が望ましい旨の説明がなされている。

上記 a のとおり、海洋局の提案段階から単年度の貸付金であったことから、長期貸付金とする案等は特に検討していない。

c 一般財源を必要とする補助事業としての検討

厳しい見積シーリング枠を設定していたことから、海洋局が一般財源の枠の範囲内での対応が困難とし、見積もり段階から、単年度の貸付金としてきたのではないかとと思われる。その他、当時の資料には、補助金で支援することの是非も含めて、一般財源を当てることでのの方策を検討した形跡はない。

カ 運用益が不要となった場合の取扱い

(ア) 水産経営指導課は、「資金リスクがなくなった場合、県に返還されることになっている。実際のリスクの負担額が引当金額を下回った場合も県に返還される。」と説明している。



しかし、このことについて、実施要綱や契約書には全く規定はない。また、協議の時期、相手、内容等を証する書類等は存在していないとのことであり、確認できない。

返還時期について、水産経営指導課は、「県 1 漁協となって、各漁協が保証を受けているものをまとめて返済した状態にならないといけないが、その時期はいつになるか分からない。」と説明している。

(イ) このことについての基金協会に対する確認事項の回答は、次のとおりである。

- a リスクが発生しなければ、また、実際のリスクの負担額が引当金額を下回った場合も県に返還されることは承知している。
- b 上記内容を証する証拠書類は存在しない。
- c 文書等がないため確認できない場合でも返還する。
- d 返還について協議をした時期は、県が平成 12 年度当初予算を策定し、その予算が確定するまでの間と聞いている。
- e 県の誰と協議したかについては、県の平成 12 年度予算の検討の際に、基金協会は、県の担当、班長、補佐などと協議をし、また、予算が確定するまでの間に様々な資料を求められており、スキームが確定した時点までに協議をしたと聞いている。

なお、その際の記録は存在していない。

f リスクが発生しないとの判断の根拠及び判断する時期は、基金協会が、債務保証している当該資金のすべての案件について、完済等で代位弁済を必要としないと判断または確認できた時点である。

g 運用益を返還する場合は、通常総会（毎年 6 月開催）の議案である事業計画設定が必要であり、通常総会の手続を執ることになる。

具体的には、上記 f の回答の時点を基準とし、次年度の通常総会の事業計画設定の件で損益計算書の収益の部「その他収益」の「その他引当金」戻入の科目に返還金額を計上、同時に費用の部「その他の費用」の支払助成金の科目に同額を計上することになる。

よって返還時期は、この通常総会終了後になる。

(ウ) このことについての財政課に対する確認事項の回答は、次のとおりである。

当時の担当職員等を含め、財政課としては、そうした条件があったことを示すような資料はない。また、そのようなことを記した資料も財政課には残っていない。

(4) 平成 18 年度の基金協会への貸付けにかかる事務処理

ア 平成 18 年度高知県漁業信用基金協会に対する貸付について(伺の文書)

(ア) 決裁者  
海洋局長

(イ) 決裁日  
平成 18 年 3 月 28 日

(ウ) 添付書類

契約書(案)、実施要綱等

イ 支出負担行為決議書

(ア) 決裁者

水産経営指導課長

(イ) 決裁日

平成 18 年 3 月 29 日

(ウ) 支出負担行為決議日

平成 18 年 4 月 3 日

ウ 支出命令書

(ア) 決裁者

水産経営指導課長

(イ) 支出命令日

平成 18 年 4 月 3 日

(ウ) 支払予定日

平成 18 年 4 月 3 日

(エ) 添付書類

基金協会からの請求書

エ 貸付申請書

平成 12 年度以降の一連の貸付金の支出関係書類を確認したところ、通常ア又はイに添付される貸付申請書は、提出されていないことが明らかになった。

オ 決裁権限について

高知県事務処理規則（平成 15 年高知県規則第 44 号。以下「事務処理規則」という。）の別表第 1 によれば、平成 18 年度は次のとおりである。

事務の種類	事項	決裁権者	
		知事	専決権者
8 貸付金に関する事務	貸付金の貸付けの内定、	ア 1 件 3,000 万円以上のもの	副知事
	決定及び取消しに関すること	イ 1 件 1,000 万円以上 3,000 万円未満のもの及びアのうち定例的な貸付金として部局長等が認めるもの(定例的な貸付金とは、貸付先が固定化されているもの等をいう。)	部局長
	ウ (略)		

		エ アからウまでによる内 定の決裁を受けた貸付金 の決定		課室長
--	--	------------------------------------	--	-----

6 貸付けによる効果等

(1) 基金協会の貸付金の運用益の管理について、水産経営指導課は次のように説明している。

県の貸付金であり、リスクの高い投資は避けてもらわなければならない、一番安全な国債とか公債に投資している。業務方法書に基づく基金の適正な運用管理が行われており、県の実施要綱、契約書に抵触するような運用は行っていない。

貸付金の具体的な運用方法は特段の定めがなく、有価証券により運用を行っており、運用益は「その他引当金」として積み立てている。

(2) 基金協会の運用実績については、水産経営指導課から提出された次表のとおりである。

県からの借入金の運用状況等

項目 年度	運用期間	購入債権名	運用金額 (単位： 千円)	運用 利率	売却時 売却益	受取利息 (単位：円)	年度別その 他引当金額
12年度	12.4.1 ～13.3.31	購入日：12.3.21 第219回利付国債(10年)	100,000	1.8%		1,800,000	1,800,000
13年度	13.4.1 ～ 14.3.31	第219回利付国債(10年) 購入日：13.5.16 神奈川県第114回公債	100,000	1.8%		1,800,000	3,200,000
			100,000	1.4%		627,124	
					小計	2,427,124	
14年度	14.4.1 ～15.3.31	第219回利付国債(10年) 神奈川県第114回公債	100,000	1.8%		1,800,000	3,200,000
			100,000	1.4%		1,400,000	
15年度	15.4.1 ～16.3.31	第219回利付国債(10年) 神奈川県第114回公債	100,000	1.8%		1,800,000	3,200,000
			100,000	1.4%		1,400,000	
16年度		第219回利付国債(10年)	100,000	1.8%	16.6.30 3,536,000	503,013	3,200,000
		購入日：16.6.30 第49回利付国債(20年)	100,000	2.1%	16.9.7 1,601,000	396,986	
	16.4.1 ～17.3.31	購入日：16.11.11 東京都公債第4回	100,000	2.22%	17.2.3 1,526,000	510,904	
		神奈川県第114回公債	100,000	1.4%	16.8.9 92,000	1,098,904	
		購入日：16.11.12 北海道公債平成16年度	100,000	1.6%	17.2.8 1,277,000	385,754	

				小計	2,895,561	
17年度	17.4.1 ～18.3.31	購入日：17.2.8 第31回利付国債(15年)	200,000	0.54 ～ 0.3%	603,288	3,200,000
合 計					8,032,000	14,125,973

7 代位弁済について

このことについて、水産経営指導課は次のように説明している。

(1) 漁協の破綻に伴う基金協会の代位弁済について

現時点までに、漁協の破綻に伴う基金協会の代位弁済の事例はない。

しかし、一部の漁協は、漁業不振や組合員の減少により経営が悪化しており、資金ショートによる経営破綻が懸念される。

このため、系統団体と県で組織する高知県漁協指導協議会が、毎年、重点指導漁協を定めて、改善計画の進捗・管理、その見直しを指導して、経営破綻しないように取り組んでいる。

(2) 具体的な取り組み等

平成20年度の4月を目途に進めている県1漁協への参画基準は、原則として合併時に繰越欠損金を持ち込まないとされている。ただし、単年度黒字である等の一定の要件を勘案した経営改善計画があり、高知県漁協指導協議会の承認を得た漁協は、繰越欠損金を持ち込む形で合併に参加できるものとしている。

しかし、参画基準を満たすことができず、参加できない漁協が3漁協あり、合併を希望するところは全て受け入れるということではない。このうち2漁協は、特に経営状態に不安を抱えており、現在経営改善計画を見直すなどの指導を継続している。

仮に、県1漁協への参画基準を満たさなかった3漁協のうち2つの漁協が、経営破綻をし、代位弁済を余儀なくされた場合には、基金協会は7,000万円(2漁協の計2億3,500万円の保証額のうち70パーセントの保険補填分を除く30パーセント分)の自己負担分が必要となる。

なお、県1漁協の参画基準を満たした漁協の中にも、合併時に多額の欠損金を持ち込もうとする漁協もあり、仮にこうした漁協が県1漁協に参画できない場合、あるいは県1漁協の取り組み自体が頓挫する場合には、信漁連はいわゆる破綻懸念先ということで債務者区分を変えざるを得ず、代位弁済のリスクはさらに高まる。

(3) 保証に伴うリスクの消滅時期

基金協会が保証対象としている信漁連の融資は、貸付期間が1年以内の手形貸付であり、毎年度借換による継続がなされている。したがって、いわゆる最終的な返済期限というものは設定されてなく、いつの時点で保証に伴うリスクがなくなるかについては明言できない。

8 貸付けの適法性

貸付金の支出について、「倉敷チボリ公園違法支出差止請求事件」にかかる平成14年3月13日岡山地裁判決は、次のとおり判示している。(控訴審の平成15年

12月18日広島高裁岡山支部判決等も同趣旨である。)

(1) 貸付金の支出の補助性

法第232条の2に規定する「寄附又は補助」とは、地方公共団体が反対給付を求めずに公益上の必要性に基づいて一方的に行う財政的援助を意味すると解される。一方、貸付けは返還を前提として交付される現金給付であるが、有利な条件による貸付金の支出は、「寄附又は補助」に含まれると解すべきである。(中略)そして、このことは、本件貸付が単年度の一時貸付であって、予算上、歳出に貸付金を計上するとともに、歳入にも貸付金元利収入を充当するものであっても、これら事情は何ら変わるものではない。

(2) 公益性の判断基準

法第232条の2には、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と規定しているところ、地方公共団体の長は、地方自治の本旨の理念に沿って、住民の福祉の増進を図るために地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を担う地方公共団体の執行機関として、住民の多様な意見及び利益を勘案し、補助の可否についての決定を行うものである。したがって、その決定は、事柄の性質上、諸般の事情を総合的に考慮した上での政策的判断を要するものであるから、公益上の必要性に関する判断に当たっては、補助の可否を決定する地方公共団体の長に一定の裁量権があるものと解される。

他方で、法第232条の2が地方公共団体による補助金等の交付について公益上の必要性という要件を課した趣旨は、恣意的な補助金の交付によって当該地方公共団体の財政秩序を乱すことを防止することにあると解される以上、地方公共団体の長の裁量権の範囲には一定の客観的限界があり、当該地方公共団体の長による公益上の必要性に関する判断に裁量権の逸脱又は濫用があったと認められる場合には、当該補助金の交付は違法と評価されることになるものと解するのが相当である。そして、地方公共団体の長が特定の事業について補助金を交付する際に行った公益上の必要性に関する判断に裁量権の逸脱又は濫用があったか否かは、当該補助金交付の目的、趣旨、効用及び経緯、補助の対象となる事業の目的、性質及び状況、当該地方公共団体の財政の規模及び状況、議会の対応、地方財政に係る諸規範等の諸般の事情を総合的に考慮した上で検討することが必要であると解される。

(平成15年3月24日宮崎地裁判決等も同趣旨である。)

9 県の財政状況

平成18年度当初予算編成の概要によると、一般会計当初予算のポイントにおいて特徴を次のように述べている。

- (1) 三位一体の改革に伴い地方交付税などの財源が圧縮されるなかで、税源の乏しい本県では、それを補う規模の税収が期待できないことから、新たな行政改革プランのもとに、平成19年度以降も財政再建団体に転落することのないよう中期的な視点に立った財政危機への対応を最優先しました。
- (2) 地方交付税などをめぐるその後の議論や国の財政状況からも、こうした財

源不足は当面続くことが見込まれ、このまま何もしなければ、近い将来財政再建団体への転落も懸念されることから、財源確保に精一杯の工夫をすると同時に、より一層の行政改革を進めることで、収支均衡の安定した財政構造を目指す。

(3) 略

(4) 結果的に、7年連続のマイナスとなった平成18年度の当初予算の規模は、前年度から約218億円減、マイナス4.8パーセントとなる4,303億6,400万円となった。

10 議会での説明、

(1) 平成12年度予算

本件貸付が始まる平成12年度当初予算について、平成12年3月の産業経済委員会で水産振興課長は、「高知県漁業信用基金協会貸付金につきましては、漁協の信用事業統合に伴いまして、信漁連が貸付けしませ事業の不足資金に対しまして保証を行い、県信用基金協会のリスク負担を軽減するため、資金貸付けを行うものでございます。」と説明している。

しかし、その説明や質疑の中では、それ以上に具体的な説明が行われた記録は、確認できない。

なお、水産経営指導課から「財政課が公表している平成12年度当初予算編成の概要に基金協会への1億円の貸付金の説明の欄で無利子で、実施期間が平成12年から平成23年(\*正しくは、平成21年)と記されており、オープンにした形で示している。」と説明があった。

(2) 平成18年度予算

平成18年3月の産業経済委員会で水産経営指導課長は「この貸付金は統合に際して信漁連が融資する資金に対して、新たに保証を行いました基金協会のリスクを軽減するために2億円のうち1億円は平成12年度から平成21年度までの予定で、またもう1億円は平成13年度から平成22年度までの予定で貸付けを行っているものです。」と説明している。

11 その他

(1) 本件貸付金と平成12年度から支出された出資金との関わり

このことについて、水産経営指導課は、次のように説明している。

ア 信用事業統合に伴う保証リスクの軽減という明確な政策目的を持った支援策であり、平成12年3月の産業経済委員会でも、よこはま水産との関連は執行部として明確に否定している。

イ 本件貸付は、信用事業統合に伴う漁協の不足資金借入れへの保証リスクを軽減することが目的で、よこはま水産との関連は全くない。また、近海かつお漁協等に起因した多額の不良債権を抱え、平成5年度から経営再建に取り組んでいた信漁連に対して、金融規制の強化に加え信用事業統合に伴うリスクが集中する状況の中で、系統金融を守るためには、信漁連と基金協会の役割分担に基づき総合的な支援策の構築をすることが不可欠な状況であった。このため、基金協会への出資金や貸付金というのは、信漁連の資本増強等に

かかる支援策を含め、系統金融の維持・安定対策を総合的に検討するうえで、不可欠な支援策だったと考えている。

ウ 出資金の目的は、平成 18 年 10 月 10 日付けで受理した高知県漁業信用基金協会への出資金に関する住民監査請求に基づく監査（以下「前回監査」という。）での陳述や勧告に対する措置結果の平成 19 年 2 月 19 日付け通知に記載している県の考え方とおり、財務基盤の強化と近代化資金の融資限度額の拡大に対するため、2 億円の貸付金という支援策を決定した理由が 900 万円の出資金の根拠がなくなるからといったものではない。

(2) 本件貸付に関する包括外部監査結果報告書

包括外部監査人は、平成 17 年度包括外部監査結果報告書の中で基金協会の貸付金について、次のとおり述べている。

当該貸付金は、「業務方法書に基づき適切な管理と安定した運用をしなければならない。」(契約第 4 条)とされ、基金協会は、長期の社債、国債を購入し運用益を得ることとしている。

しかしながら、毎年度、短期的な借入と返済の繰返しは、安定した運用とは、矛盾し適切ではなく、また、金銭的には少ないが、2 日間の金利負担が発生するとともに県及び基金協会に余分な事務的なコストが発生する。

貸付金の適切な管理と安定した運用のため、かつ余分な事務コストを削減するために当該資金の長期貸付の方法について検討すべきである。

(3) 全国の漁業信用基金協会に対する国の支援策

国は、平成 15 年 1 月より新たな事業として漁業運転資金通円滑化対策事業を創設している。この事業は、基金協会が代位弁済した後で、代位弁済に伴う基金協会の負担分の 3 分の 2 を、社団法人漁業信用基金中央会（国は社団法人漁業信用基金中央会にのみ補助金を助成）及び県が各々 2 分の 1 支援することにより、基金協会の保証の積極化及び財務対策を図るものである。

なお、水産経営指導課は、本件貸付金との関係について次のとおり説明している。

ア 事業不足資金にかかる基金協会の保証は、この事業の対象とはならない。

イ この事業は、債務者区分の低下した漁業者に対する貸し渋り、貸し剥がし対策とされたものであり、新規保証への対応が困難となってきたことから考えられたものである。一方、信用事業統合資金は既に保証済みであり、新規保証ではなく、この制度の趣旨である貸し剥がし、貸し渋りなどには該当しない。

(4) 県における財政負担

平成 18 年 4 月 3 日の 2 億円の貸付けに伴い、県として考え得る財政負担は、次のとおりである。

ア 財源として県が一時借入金を借り入れた期間（4 月 3 日から 4 月 5 日までの 3 日間、4 月 17 日から 5 月 26 日までの 40 日間）中の 4 月借入利息 0.355 パーセント、5 月中 0.389 パーセントで計算される 43 日間の一時的借入金の借入利息分

イ その後の資金運用（5 月 27 日以降は一時借入はない。）に伴い発生する 2 月末までの 289 日間の資金運用利息分（普通預金利息 0.1 パーセントと想定）

ウ さらに、平成 19 年 3 月 1 日から再び一時借入金を借入利息 0.791 パーセントで借り入れている借入利息

単純に計算すれば上記の借入利息と運用益を合わせた約 38 万円強の県の負担が想定される。

第 5 監査委員の判断

1 貸付けの適法性の判断

第 4-8 の(1)のとおり、裁判例では無利子あるいは低利の貸付けは法第 232 条の 2 に規定する「寄附又は補助」に当たるとされており、無利子である本件貸付はこれに該当するものである。また、同条の規定では、「寄附又は補助」は、公益上必要がある場合において行うことができるとされており、本件貸付についても公益上の必要性がなければならない。

ところで、第 4-8 の(2)のとおり、公益上の必要性の判断に当たっては、地方公共団体の長に一定の裁量権があるとされており、裁量権の逸脱又は濫用があったと認められる場合には、違法・不当になると考えられる。

本件貸付は公益性の高い基金協会に対するものではあるが、このことのみで本件貸付金の支出が適法となるものではない。貸付金の支出において裁量権の逸脱又は濫用があったか否かについては、①貸付けの合目的性、②貸付けによる有効性及び効果、③手続的な適法性、④財政運営上の相当性、⑤公平性、などを総合的に検討した上で判断すべきものと考えられる。

2 本件貸付の適法性

本件貸付は平成 12 年度に始まっているが、基本的な枠組みはこの時点で決定されている。その後、基金協会の保証金額が見込みを下回り、平成 14 年度からの 1 億円の貸付けが中止された以外は、平成 18 年度までの支出において大きな変更はなされていない。したがって、平成 18 年度及び平成 19 年度の支出の適法性を判断するうえで、当初の枠組みから変更のない事項については、これを基に判断する。

(1) 支出の合目的性

第 4-1 の(1)のとおり、本件貸付金の支出の背景には、県内の漁協が信用事業を継続していくことが困難な状況になってきたという事情があり、本件貸付は、漁協の信用事業を信漁連に統合していくという重要な政策目標を達成していくためのものであると考えられる。

信用事業の統合は、平成 10 年 4 月に「早期是正措置」が出され、信用事業を行う漁協に対しても市中銀行と同様に金融規制が強化されたことを受けたものであり、小規模・零細な漁協の信用事業の実態からすれば、県が漁協信用事業の統合を支援すること自体には問題はないと言える。

(2) 手段等の妥当性

ア 基金協会の資金需要

第 4-2-(5)-イの(エ)のとおり事業不足資金に対する代位弁済の財源

として、農林漁業信用基金から低利の資金が基金協会に貸し付けられている。このため、別途、県が事業不足資金に対する代位弁済の資金を融資する必要性は認められないところである。

#### イ 貸付金の性格

上記のとおり、本件貸付は、当該年度において基金協会が必要とする代位弁済資金などのために貸し付けるものではなく、基金協会がこの貸付金で国債等を購入し、運用益を得るためのものである。

したがって、請求人の主張するように、実質的に補助金と何ら変わらないものと言うべきである。貸付金である以上は貸付先の事業資金あるいは運転資金に使われるべきものであるが、本来の貸付金として支出する必要がないのに、補助金となら変わらないものとして支出していることは、たとえ、基金協会の将来のリスク負担に備えるものであるとしても、不適正な手法であると言わざるを得ない。また、こうした方法は、県民に対する説明責任という視点からしても妥当なものとは言い難い。

なお、補助金は県に戻ってくることはないが、貸付金は県に返済されることから貸付金が適当であると判断したと水産経営指導課は述べている。しかし、補助金であっても、定められた補助事業に使用されないのであれば当然県に返還されるべきものであり、水産経営指導課の主張には理由がない。

#### ウ 農林漁業信用基金の求める支援

第4-2-(1)のイのとおり、農林漁業信用基金漁業部長の通知では、信用事業の統合に伴う事業不足資金の保証に当たり、基金協会の健全化を図る見地から関係機関の支援体制を求めている。その中で、地方公共団体に対しては、出資造成及び代位弁済が発生した場合の基金造成の2項目が明記されている。いずれも、県に求められているのは出資の増額であって、代位弁済が発生する前から引当金を積むことまで求められているわけではない。

にもかかわらず、農林漁業信用基金が求めてもない対応を県として取ってしなければならなかったのかについて、水産経営指導課の説明は、第4-2-(2)のイのとおりであって、必ずしも納得できるものではない。

なお、水産経営指導課は、平成11年7月5日付けの基金協会からのファックスによる文書を理由のひとつとしてあげているが、この文書が単なる資料でしかないことは、前回監査の報告で述べたとおりである。

#### エ 出資金との比較

基金協会に対する出資金は実質的には払い戻しされないものと判断していたところ、前回監査で出された勧告に対する措置結果の通知では、県も会員として払い戻しを受けることができるとしている。

また、県が2億円を出資すれば、県の出資比率が50パーセントを超えることになるが、法令あるいは定款等においてこれを制限する規定はなく、禁止されているわけではない。

そうであるなら、現実的ではないものの10年後に返還させることを条件に出資金として支出することも不可能ではないことになり、実質的に10年間こ

ろがし貸付をする場合とさほど変わらないものになると考えられる。

すなわち、ころがし貸付を10年間継続する方法を選択しても、また、10年後に返還させることを条件に出資する方法を選択しても、運用益という点での効果は同じになるはずである。

むしろ、出資金とすることで、ころがし貸付の弊害を避けることができる。さらに、この方法を選択すれば、漁業近代化資金の保証枠は問題なく確保できるし、なにより、同じ平成12年度から平成18年度まで予定されていた基金協会への出資金6,300万円は少なくとも10年間は不要になるはずである。

水産経営指導課は、ころがし貸付は一般財源が必要ではないことを理由に挙げているが、(4)のウで述べるように、ころがし貸付としても年度当初に貸付額に見合う資金が必要であることには変わりはなく、このことで本件貸付金の支出を正当化できるものではない。

なお、出資金は償却財源にならないと水産経営指導課は主張しているが、貸付金の元本も償却財源にならないことは同様である。

#### (3) 支援の時期の妥当性

##### ア 原則的な取扱い

本件貸付の目的は、その運用益を「その他引当金」として繰り入れることによって、事業不足資金にかかる代位弁済をする以前から将来必要と見込まれる求償権償却引当金の財源対策を行い、もって、事業不足資金の保証による基金協会のリスク負担を軽減しようとするものである。

しかし、第4-2の(5)のとおり、基金協会の通常のルールでは、まず、保証に伴い保証金額の1000分の6を、また、所定期限を経過した場合に10分の1を、それぞれ年度末に保証責任準備金として繰り入れることになっている。さらに、実際に代位弁済があった後で、代位弁済額の3割(保険対象を除く基金協会の負担分)を3年間で求償権償却引当金として繰り入れることになっている。こうしたことからすれば、県としてもこの3年間で支援するという方法が検討されてしかるべきである。

##### イ 代位弁済をする前に支援しなければならない必要性

水産経営指導課が主張するように、事業不足資金に関して事故が発生する可能性は一定認められるところであるが、通常のルールにはない措置を講ずる以上は、代位弁済をした時点で基金協会の負担分を直ちに補填しなければ、基金協会の保証業務や運営業務について、何らかの支障が起きる可能性がある場合でなければならないと考えられる。

この点について水産経営指導課は、第4-2-(2)-イの(ウ)のとおり、1回の貸付金で積み立てるには30億円必要であり一時的に多額の負担をしなければならないことなどを挙げている。しかし、代位弁済後、県が直ちに、しかも、一度に基金協会の負担分を補填しなければならないのかということの説明にはなっていない。

したがって、基金協会が代位弁済をする前の段階で対応策を講ずる方法に妥当性があるのか疑問と言わざるを得ない。



## (4) 貸付方法の妥当性

## ア ころがし貸付について

請求人は、ころがし貸付は県民に隠れて不適正な貸付けを行うときの脱法的手法であると主張している。

ころがし貸付とは、年度初めに貸付けを行って年度末に返済を受け、翌年度の年度始めにまた貸し付けるといった行為を繰り返すもので、本件貸付以外でもしばしば用いられているものである。第 4-5-(3) のオで水産経営指導課が述べているように、この手法は、県の財政状況からして、歳出予算に計上する当該貸付金の財源を一般財源に求めることが困難なためにとられたものと考えられる。

こうした手法がとられる理由は、法第 208 条第 2 項で「会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない。」とされていることから、この規定に違反することを避けるための、いわば苦肉の策であると考えられる。

## イ 平成 17 年度徳島県包括外部監査報告

平成 17 年度の徳島県包括外部監査報告では、ころがし貸付に関する監査意見として、「通常、貸付行為を行うに当たって考慮しなければならないことは、貸付けの理由や返済可能性もそうであるが、一番重要なことは、その財源がどこにあるかということである。「会計年度独立の原則」を厳守するあまり、最も大切な視点を見落としているように思われる。その財源は、通常は現在存在する資産より調達するか、外からの歳入で賄うものであり、財源がないのであれば、貸付けの理由がいかに適切であっても貸付けできないことは明らかであろう。まして、その財源を貸付先に求めるのであれば、貸付けそのものの必要性が否定されて当然であろう。会計年度独立の原則の意味するところは、歳出に応じた歳入を確保し赤字にならないように予算編成をし、財政基盤を確保することにある。したがって、このようなころがし貸付は、今後できるだけ廃止する方向で検討されたい。」と述べている。

## ウ 本件貸付の妥当性

上記の論旨は、本件貸付にも当てはまると考えられる。ころがし貸付は、その財源を一般財源に求めないとはいえ、年度当初から貸付金が返済される年度末までの間は、貸付金に見合う資金を手当する必要がある。一般財源が不要であるというのは、単なる予算上のテクニックであって、実態からすれば大きな違いはなく、貸付金の財源を貸付先から調達する方法に妥当性があるのか疑問のあるところである。

本件貸付は、基金協会に運用益を得させ、その運用益を「その他引当金」に繰り入れてリスク負担を軽減するためのものであるとされている。そうであるなら、第 4-11 の(2)のとおり、本県の平成 17 年度包括外部監査において指摘されているように、ころがし貸付にする方法は合理性を欠いており、かつ、ころがし貸付にしなければならない積極的な理由も見出しがたい。

## (5) 積算の妥当性

事業不足資金の保証に伴う基金協会のリスク負担について、基礎になる事故率を 20 パーセントとしている。その根拠の一つとして、借替緊急融資資金の累積事故率が 28.7 パーセントであったことを挙げているが、事業不足資金と借替緊急融資資金では資金の内容も融資対象も異なっており、漁協に対する融資に対してこの率を適用したことに妥当性があるとまでは言い難い。そもそも、漁協に対する融資について、妥当性のある事故率を想定できたのか疑問と言わざるを得ない。

また、借替緊急融資資金の事故率を基に、基金協会、信漁連及び県の三者で協議し、事業不足資金に対する事故率を決定したと説明しているが、そのような記録は残されていないことから、果たしてどこまで精査されたのか疑問である。

## (6) 支出の有効性及び効果

第 4-6 の(2)のとおり、平成 12 年度以降、県が貸付金を支出することによって、平成 17 年度末までに、基金協会は 1,412 万 5,973 円の運用益を得て全額を「その他引当金」として繰り入れている。この額は、想定していた 3,200 万円の約 44 パーセントである。このうち、平成 17 年度の運用益は 60 万 3,288 円に過ぎず、年当たり 320 万円という目標額からすれば必ずしも十分な金額とは言えない状況である。

また、運用益を得させることが本来の目的というなら格別、基金協会のリスク負担の軽減という点でみた場合、基金協会が保証した額について代位弁済は皆無であり、何をもって貸付けによる有効性あるいは効果があるというべきか判断に苦しむところである。

## (7) 公平性

ア 請求人は、本件貸付は、基金協会だけが 2 億円もの無利子貸付という恩恵を受けるものであり、不公正・不公平な金融行政であると主張している。

県が無利子で貸付けをする場合、貸付けを受けることができない者との間で一定の差が生じることは明らかである。したがって、貸付けを受けることのできない団体等との関係において、これを容認するに足りる合理的な理由がなければならない。

イ 平成 15 年 3 月 24 日宮崎地裁判決が述べているように、県が産業振興のために補助を行う際、本県産業の特性やそれぞれの産業の生産額、就業者数等の状況、あるいは、補助による経済的波及効果等の大きさに応じて比重を付けることには合理的な理由があり、その結果、産業間で合理的な格差が生じることは是認されるべきであると考えられる。

また、補助を受ける機関が本県の産業振興という面で担っている役割等から、他の機関との間で合理的な格差が生じることもやむを得ないものであると認められる。したがって、上記の諸事情を斟酌せず、単に貸付利率や金額といったことのみを比較して公正か否かを論ずべきではないと言える。

ウ このような観点からみた場合、本県の産業は、それぞれに問題を抱え、厳しい経営環境にあることは認められるが、農業と比較しても一段と小規模・

零細な漁協の信用事業の実態があり、さらに信用事業統合において基金協会の果たすべき役割等を総合的に判断した場合、基金協会に一定の支援をすることが合理的な格差を超え、不公平な結果になるとまでは言えないと考えられる。

(8) 運用益が不要になったときの取決め

ア 当初の取決め

第4-5-(3)の力のとおり、水産経営指導課及び基金協会の双方とも、貸付金で生じた運用益が不要になれば県に返還されることになっている。

しかし、このことは、当初の構想においても非常に重要なことであるが、代位弁済がなかったり、代位弁済額が見込みを下回ったことにより、運用益の全額あるいはその一部が不要になった場合の取決めを記載した文書は、一切残されていない。また、財政課においても、このことに関する記録あるいは文書は残されていない。加えて、実施要綱や平成12年度以降の契約書でも何ら規定されていない。

以上のことからすれば、当初から県と基金協会との間に明確な取決めがあったのか疑問であると言わざるを得ない。

さらに、不要になれば運用益を返還させる場合があるということは、契約上非常に重要な事項であるにもかかわらず、このことが契約書に規定されていない以上は、返還を求める根拠を欠いているのではないとも考えられる。

イ 履行の確保

返還されることになる条件あるいは時期について、水産経営指導課及び基金協会は、第4-5-(3)の力のとおり説明している。この説明によれば、条件等については、一定示されているが、現時点では、当事者を拘束するものにはなっていない。また、リスクの有無をいつまでに判断するのか具体的な時期が不明であり、現状では、不要になった場合に実際に返還されることになるのか疑問と言わざるを得ない。

補助金であれば、補助事業終了後の精算によって不用額が生じた場合は、その部分は県に返還されるものである。本件貸付は、補助金に相当するものではないことから、双方が契約書等で明記する必要があると考えられる。

その際、リスクの有無にかかわらず期限を明記して精算することを義務づける内容とすべきであって、期限を設けずいつまでも先送りすることは許されないものと判断する。

(9) 財政運営上の相当性

ア 本件貸付の妥当性

第4の9のとおり、税源の乏しい本県では財源不足による厳しい財政状況が続くことが予測される。こうした財政状況のなかで、リスクがあるというだけで、未だに基金協会が代位弁済していないにもかかわらず、通常のルールにはない方法を採用することに妥当性があるとは言い難い。

リスクという点では、漁業近代化資金などの融資を受けた中小漁業者に対

する保証も同様である。事業不足資金に対する保証リスクが他の融資と比較して格段に高いとする根拠が示されているのならともかく、こうしたものは資料として残されてなく、納得できる説明がなされているとは認めがたい。

地方財政法第4条第1項は、「必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」と規定しているが、必要な時点で、必要な額を支出するという原則から外れた本件支出は、極めて厳しい県の財政状況からしても問題があると言わざるを得ない。

イ 代替案の検討

第4-7の(2)のとおり、代位弁済によって一時に7,000万円というような基金協会の負担分が発生したとしても、(3)のとおり3年間で対応が可能であり、かつ、県の負担は当初の支援策でも、又変更された支援策でも約6割程度とされている。したがって、その額は約4,200万円、3年間にすれば各年度では1,400万円となる。

真に基金協会に支援が必要なら、議会及び県民にその必要性を説明し、理解を得るべきであって、1,400万円という金額が県の財政上検討不可能な金額とは考えられず、財源を理由に不適正な手法が容認されるものでもない。

ちなみに、平成17年度末までの運用益は、1,423万5,973円となっているが、運用益が落ち込んでいることからすれば、今後の金利動向をみても平成22年度までに3,200万円の運用益を得ることは困難と見込まれる。そうした場合、計画額を下回る部分はどうか。

こうした状況からすれば、当初の支援策は既に破綻しかかっているのではないと言わざるを得ない。

(10) 議会への説明

水産経営指導課は、本件貸付に関して、貸付けを始めようとする平成12年3月の産業経済委員会では、第4-10の(1)のとおり漁協の信用事業統合に関連して、基金協会のリスク負担を軽減するため貸付けすると説明している。

しかしながら、この中では、10年間の無利子によるころがし貸付であること、また、国債等を購入することによって基金協会が償却財源のための運用益を得るものであること、といった実質的な説明はなされていない。

なお、水産経営指導課は、平成12年度の当初予算編成の概要に内容が明記されているとしているが、この資料によって説明しているわけではない。

また、平成18年3月の産業経済委員会でも、10年間という貸付期間を付け加えて説明しているにすぎない。

以上のことから、議会に対して十分な説明がなされているとは言い難い。

(11) 本件貸付と平成12年度以降に支出された出資金との関わり

請求人は、よこはま水産との関わりの中で、本件貸付と基金協会への900万円の出資金がセットで提起されているとしている。しかし、前回監査の報告書で述べたとおり、よこはま水産への融資は、基金協会への出資金の原因行為には当たらないと判断したところである。

また、900万円の出資金は、基金を拡充し基金協会の保証能力を高めるもの

で、本来、基金協会の財務基盤の強化を目的とするものではない。

もちろん、財務基盤の強化という視点で見た場合、全く効果がないわけではないが、平成17年度の2億円の貸付金の運用益が60万3,288円であることからしても、運用利率が同じとすれば、900万円の出資金では2万7,148円にしかならず、ほとんど効果のないことは明らかである。

以上のことから、本件貸付金と出資金が一体のものであるとは言えない。

#### (12) 平成18年度の支出について

##### ア 申請手続の省略

平成18年度の支出についても、平成12年度以降と同様の目的及び手続によっているが、平成12年度以降各年度とも、基金協会から貸付申請がなされていない。直ちにこのことが会計規則等に反しているとは言えないものの、申請行為を欠いた貸付けは安易な事務処理であると言わざるを得ず、不適切であるとのそしりを免れない。

##### イ 決裁

請求人は、事務処理規則第9条で、「重要、異例に属するもの」は上司の指示、承認が必要であるにも関わらず、本件貸付にかかる実施要綱の制定、契約、支出負担行為などの決裁が海洋局長だけで処理されていると主張している。

第4-5-(4)のオのとおり、事務処理規則では、1件3,000万円以上の貸付金の貸付けの内定、決定及び取消しに関することは、副知事決裁とされているが、定例的（貸付先が固定化されているもの等をいう。）な貸付金として部局長等が認めるものは部局長決裁とされている。また、内定の決裁を受けた貸付金の決定は課室長とされている。

平成18年度の貸付けは、①平成12年度予算要求の知事査定で、10年間、無利子でころがし貸付をするということが了承され、以後定例的な貸付けがなされていること、②海洋局長の内定の決裁を受けた後、水産経営指導課長が支出負担行為等の決裁をしていること、が認められる。

したがって、平成12年度はともかく平成18年度の貸付けは既に重要、異例に属するものとは認められず、決裁も事務処理規則に違反しているとは言えないものと判断する。

#### 3 損害の発生

請求人は、無利子貸付により県が受けた損害2,450万円について関係職員に補填させるよう請求している。

県は、資金に不足があるときは一時借入れによる金利を負担し、資金に余裕があるときは資金運用によって利益を上げている。こうしたことからすれば、本件貸付のような無利子貸付の場合には、この無利子貸付が違法・不当とされるならば、この部分は損害に当たると言うべきである。ただし、水産経営指導課と基金協会の双方が本件貸付による運用益が不要になった場合には県に返還することを認めていることからすれば、平成18年度以降の貸付契約を変更して、この事項を明確にし、将来的にその契約が実行されれば損害は補填されるものと認められる。

#### 4 結論

これまで述べたとおり、本件貸付は、基金協会に資金需要がないにもかかわらず基金協会が運用益を得て、償却財源に充てるためのものであり、貸付金とはされているが補助金となら変わらないものである。こうした手法は不適正なものと言わざるを得ない。また、基金協会が貸付金で得られた運用益を直ちに活用しなければならぬような特別の事情があるとも認められない。

この限りにおいて、平成18年度の貸付けに裁量権の逸脱又は乱用があったとする余地もないわけではない。

しかしながら、事業不足資金の代位弁済があった場合、基金協会の財務内容が悪化することから、県としてこれを支援する必要性を否定するものではない。こうした場合に備えて、一定の対応をすることには、その目的において妥当性を有すると認められる。

さらに、水産経営指導課及び基金協会の双方とも、貸付金で生じた運用益が不要になれば県に返還されることになることとしていることから、県に損害を与える可能性はなくなることが想定される。

以上の点からして、平成18年度の貸付けが、裁量権の逸脱又は濫用があったとまでは言えず、違法・不当には当たらないものと判断する。

また、貸付けされることが相当の確実さをもって予測される平成19年度の貸付けについても、平成18年度の貸付けと同様である。

よって、請求人の主張には理由がないものと判断する。

#### 第6 意見

本件の監査を通じて、監査委員としての意見を述べる。

1 水産経営指導課は、リスクがなくなったときに基金協会に不要な運用益があれば県に返還されると説明しているが、そのような抽象的、主観的、かつ、不確定な返還時期を設定することは、県の公金管理上極めて不適切であると言わざるを得ない。

よって、本件貸付による運用益について、その全部又は一部が不要となった場合には県に返還すべきことを速やかに契約書等で明確に規定すること。

その場合、リスクの有無にかかわらず、遅くとも、貸付期間の終了予定である平成22年度末までに、不要となっている運用益を全額県に返還し、精算することを明記すること。

なお、うえのことが実行されなければ、本件貸付は違法・不当に転化する恐れが強いことを特に付言しておく。

2 運用益を精算した時点において、なお、客観的にみて基金協会のリスク負担を軽減する必要があると認められる場合においては、実効性があり、かつ、時宜を得た施策を検討すべきである。

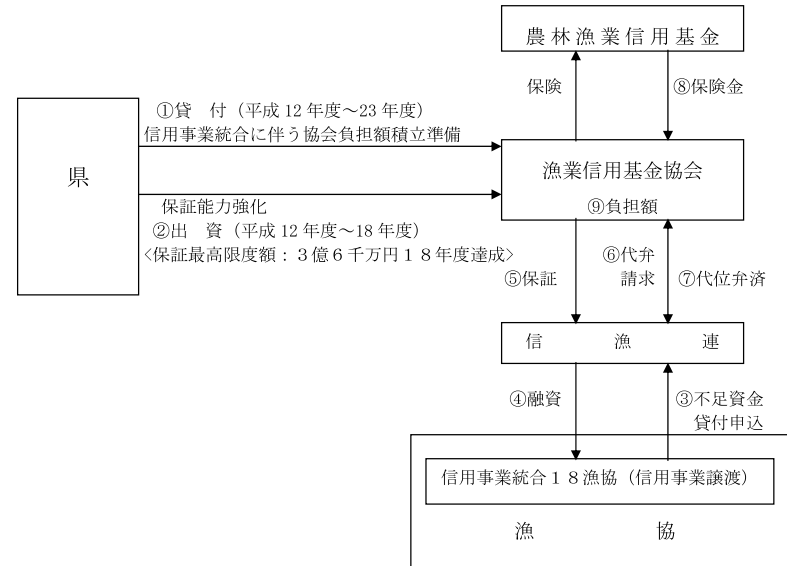
3 本件貸付のように、運用益を得させることを目的とするころがし貸付は、補助金と何ら変わるものではなく、こうした手法による公金の支出は適正なものとは言い難い。

よって、県民に対する説明責任を果たすうえでも、早期に見直しを検討すべき

である。

別紙 1

【基金協会への県支援策】



(貸付計画)

①貸付 (平成12年度~23年度)	
平成12年度 (1億円)	平成21年度
平成13年度 (1億円)	平成22年度
平成14年度 (1億円)	平成23年度

貸付金の運用益

③不足資金貸付申込  
 $3 \text{ 億円} \times 1.8\% \text{ (国債10年)} \times 10 \text{ 年} = 54 \text{ 百万円}$  (軽減財源)

②出資 (平成12年度~18年度)  
 $9 \text{ 百万円} \times 7 \text{ 年} = 63 \text{ 百万円}$

③不足資金貸付申込  
 1,583百万円 (信用事業譲渡予定18漁協)

④融資  
 1,583百万円 (信用事業譲渡予定18漁協)

⑤保証  
 1,583百万円 (信用事業譲渡予定18漁協)

⑥代弁請求  
 $1,583 \text{ 百万円} \times 0.2 \text{ (事故率)} = 316.6 \text{ 百万円}$

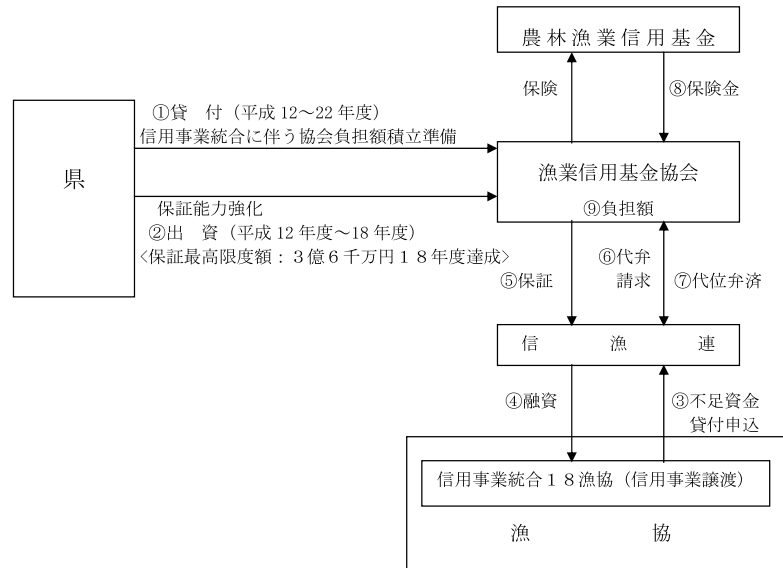
⑦代位弁済  
 $1,583 \text{ 百万円} \times 0.2 \text{ (事故率)} = 316.6 \text{ 百万円}$

⑧保険金  
 $316.6 \text{ 百万円} \times 0.7 \text{ (保険金率)} = 221.62 \text{ 百万円}$

⑨負担額  
 $316.6 \text{ 百万円} - 221.62 \text{ 百万円} = 94.98 \text{ 百万円}$  (代位弁済の3割相当額)

別紙 2

【基金協会への県支援策フロー】



①貸付 (平成12年度~22年度)  
平成12年度 (1億円) ————— 平成21年度  
平成13年度 (1億円) ————— 平成22年度

貸付金の運用益  
1億円×1.8% (国債10年) ×10年 = 18百万円  
1億円×1.4% (国債10年) ×10年 = 14百万円  
**32百万円**

②出資 (平成12年度~18年度)  
9百万円×7年 = **63百万円**

③保証付不足資金貸付申込  
860百万円 (信用事業譲渡予定18漁協)

④保証付融資  
860百万円 (信用事業譲渡予定18漁協)

⑤保証  
860百万円 (信用事業譲渡予定18漁協)

⑥代位請求  
860百万円×0.2 (事故率) = **172百万円**

⑦代位弁済  
860百万円×0.2 (事故率) = **172百万円**

⑧保険金  
172百万円×0.7 (保険金率) = **120.4百万円**

⑨負担額  
172百万円 - 120.4百万円 = **51.6百万円 (代位弁済の3割相当額)**

別表 1

信用事業統合の不足資金の保証にかかる出資金  
平成12年1月7日現在 (単位:千円) 高知県漁業信用基金協会

市町村	漁協	融資額 (A)	必要出資 (B=A×1/20)	市町村既出額 (C)	要請額 (B-C)	備考
1	A	152,000	7,600	13,550	0	
2	B	53,000	2,650	39,800	0	
3	C	11,000	550	200	350	
4	D	17,000	850	1,050	0	
5	E	30,000	1,500	950	550	
6	F	41,000	2,050			
	G	19,000	950			
	計	60,000	3,000	3,500	0	
7	H	246,000	12,300	8,300	4,000	
8	I	257,000	12,850			
	J	37,000	1,850			
	計	294,000	14,700	10,500	4,200	
9	K	14,000	700	2,400	0	
10	L	128,000	6,400	2,550	3,850	
11	M	260,000	13,000	16,900	0	
12	N	150,000	7,500			
	O	71,000	3,550			
	P	10,000	500			
	Q	14,000	700			
	R	73,000	3,650			
	計	318,000	15,900	20,950	0	
合 計		1,583,000	79,150	120,650	12,950	

(注) 漁協の合併計画中の地区は除外している。



別表2 漁協運営資金の保証実績推移表

(単位：千円)

市町村	漁協	保証実行 年月日	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
1	A	年月日		H13.10.1	H14.9.30	H15.9.26			
		金額		100,000	100,000	100,000			
2	B	年月日					H16.9.30	H17.9.27	
		金額					120,000	120,000	
	C	年月日		H13.6.29	H14.7.1	H15.6.27			
		金額		20,000	20,000	20,000			
3	D	年月日			H14.12.1	H15.11.28	H16.11.29	H18.1.16	
		金額			10,000	10,000	10,000	10,000	
4	E	年月日		H13.5.31	H14.6.3	H15.5.29	H16.5.28		
		金額		10,000	10,000	10,000	10,000		
5	F	年月日		H13.10.31	H14.10.30	H15.10.29	H16.10.28		
		金額		10,000	10,000	10,000	10,000		
	G	年月日						H17.10.27	
		金額						20,000	
6	H	年月日			H14.10.1	H15.9.30	H16.9.29	H17.9.28	
		金額			10,000	10,000	10,000	10,000	
7	I	年月日		H13.4.27	H14.5.1	H15.5.1	H16.5.10	H17.5.12	
		金額		30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	
8	J	年月日			H14.12.1	H15.11.28	H16.11.26	H17.11.25	
		金額			200,000	200,000	200,000	195,000	
	K	年月日			H14.8.1	H15.8.1	H16.10.22	H17.10.21	
		金額			30,000	30,000	30,000	30,000	
9	L	年月日		H13.10.31	H14.10.30	H15.10.30	H16.10.28	H17.10.27	
		金額		10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	
10	M	年月日		H13.10.31	H14.9.30	H15.9.29	H16.9.28	H17.9.27	
		金額		40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	
11	N	年月日		H14.2.1	H15.1.31	H16.1.30	H17.1.31	H18.1.31	
		金額		150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	
12	O	年月日			H15.3.1	H16.3.1	一延期	H17.4.28	
		金額			30,000	30,000		30,000	
13	P	年月日	H13.3.30	H13.12.3	H14.12.2				
		金額	60,000	50,000	30,000				
	Q	年月日		H13.11.1	H14.9.30				
		金額		20,000	20,000				
	R	年月日	H13.3.30	H13.12.3	H14.12.2				

	金額	80,000	50,000	50,000				
S	年月日		H14.3.1	一延期				
	金額		10,000					
T	年月日				H15.11.28	H16.11.29	H17.11.25	
	金額				60,000	60,000	60,000	
14	U	年月日			H15.2.1	H16.2.2	H17.1.28	H18.1.27
		金額			80,000	80,000	80,000	120,000
15	V	年月日			H15.2.28	H16.2.27	H17.2.25	H18.2.24
		金額			10,000	7,500	5,000	2,500
合 計	件数	2	12	18	16	14	14	
	金額	140,000	500,000	840,000	797,500	765,000	827,500	

別表3 信漁連からの借入金残高(平成17年度末)

(単位：千円)

漁協	長期借入金		短期借入金		合計	当初の対象 組合数
		統合促進		協会保証付		
A	61,000	27,500	32,000		93,000	
B	533,053	324,800	277,500	120,000	810,553	5組合
C	24,280	12,000	130,000		154,280	
D	18,680	5,000	4,000		22,680	
E			2,500		2,500	
F					0	
G			16,000	10,000	16,000	
H	26,200	26,200	76,000	20,000	102,200	2組合
I	16,000				16,000	
J					0	
K	60,000	60,000			60,000	
L	35,000	35,000	40,000	10,000	75,000	
M					0	
N					0	
O	130,126	125,000	223,200	30,000	353,326	
P	7,296				7,296	
Q	15,000		17,000		32,000	
R	283,140	280,000	385,000	195,000	668,140	
S	42,980		30,000	30,000	72,980	
T			18,000		18,000	
U					0	
V			31,000		31,000	

W			13,000		13,000	
X	32,000	32,000	11,000	10,000	43,000	
Y			4,000		4,000	
Z					0	
AA	80,000	80,000	160,000	40,000	240,000	
AB	360,000	360,000	335,000	150,000	695,000	
AC	154,000	154,000	179,100	30,000	333,100	
AD	344,524	258,200	300,000	60,000	644,524	5組合
AE	140,000	140,000	48,000		188,000	
AF	564,710	420,000	400,000	120,000	964,710	2組合
AG					0	
AH	9,000				9,000	
AI			13,220	2,500	13,220	
AJ			165,000		165,000	
AK	4,000		6,700		10,700	
合 計	2,940,989	2,339,700	2,917,220	827,500	5,858,209	

注：統合促進資金は県及び市町村が利子補給した資金に限定した。

### 監査公表第10号

平成19年4月17日

高知県監査委員

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、高知県知事等あて報告を行ったところ、高知県知事等から措置結果について通知があったので、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

18高行管第373号

平成19年3月28日

高知県監査委員 様

高知県知事

定期監査の結果に対する措置結果について（通知）

平成19年2月15日付け18高監報第16号で報告のありましたうえのことについて、特別指摘及び嚴重注意とされた機関からの措置状況の報告をもとに、地方自治法第199条第12項の規定により下記のとおり通知します。

記

#### 1 特別指摘及び嚴重注意とされた機関

幡多土木事務所

##### (1) 特別指摘とされた事項

###### ア 事実認定

旧土佐清水土木事務所の管内における道路法（昭和27年法律第180号）第39条の規定に基づく平成17年度道路占用許可に伴う占用料16,909,800円を平成18年10月に収入調定していた。

また、同土木事務所管内の河川について、河川法（昭和39年法律第167号）第32条第1項の規定に基づき徴収することができる土地占用料について平成17年度250,090円（9件）、平成18年度183,830円（7件）、計433,920円（16件）の収入調定を怠っていた。

###### イ 特別指摘事項

上記は、高知県道路占用料徴収条例（昭和44年高知県条例第3号）第3条及び高知県河川流水占用料等徴収条例（平成11年高知県条例第51号）第2条の規定により納付されるべき占用料の徴収を怠る極めて不適正な事務処理である。

今後は、占用台帳の整備の充実とチェック体制を強化するとともに、二度とこのようなことがないよう厳正な取扱いを強く求める。

###### ウ 措置状況

指摘を受けたものはすべて調定を行いました。

今後は、各法、条例に対応する占用台帳をもとに占用許可者の一覧を班長段階でも作成し、許可の更新、調定の有無の確認に使用して、更新漏れ、調定漏れが発生しないよう、チェックの強化に努めます。

## (2) 厳重注意とされた事項

## ア 事実認定

平成18年度の土佐清水市との水門等管理委託協定書(河川)において、陸闌の目安となる委託料は25,200円であるのに、樋門の金額(68,250円)で契約していた。この陸闌は、平成3年に設置されており、少なくとも平成13年度以降、樋門の金額で委託契約を継続している。

目安となる委託料では契約が困難な場合は、それを上回る委託料での契約も可能とされているが、この金額を適用してきた特別な理由を土木事務所では説明できない。

## イ 厳重注意事項

地方自治法(昭和22年法律第67号)第2条第14項「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」及び地方財政法(昭和23年法律第109号)第4条第1項「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」の規定に抵触しており、適正を欠く事務処理である。

今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。

## ウ 措置状況

河川管理を所管する本課から水門等管理委託契約金額について、公文書での委託金額を提示されたものはなく、また、契約更新のための予算要望でも水門・陸闌での区分はせず要求し、所管課からも毎年更新する金額の令達がありました。これらのことから、資料で提示されている陸闌の金額もあくまでも一つの目安のものと認識していました。

しかし、幡多土木事務所として統合になり、各土木の契約状況を統一することが望ましいため、本年度当初地元と協議し、平成19年度からは目安として提示されている額で同意を得ています。

## 2 厳重注意とされた機関

## 高知女子大学

## (1) 事実認定

ア 永国寺校舎において、退職職員に対する履歴証明等の証明手数料を徴収していた。

イ 永国寺校舎において、支出予定額が180万円の大学所有の複写機の保守及び消耗品(コピー用紙は除く。)等の供給に関する契約で、施行何を行わず、予定価格調書も作成しないまま、保守は販売会社が行うのが通常という理由で随意契約としていた。

ウ 池校舎において、支出予定額が180万円の大学所有の複写機の保守サービス契約で、施行何を行わず、予定価格調書も作成しないまま、保守は購入先と契約することでメン

テナンス等で利便性があるという理由で随意契約としていた。

## (2) 厳重注意事項

上記アは、職員に対する給与等の証明は、手数料を徴収することはできないものであり、退職職員に係る証明も地方公共団体と住民という関係におけるものではなく、旧使用者-旧被使用者という関係において行うものであり、この場合の手数料も徴収できないものである。このことは、行政実例(昭和37年10月3日付け)及び総務部の取扱いにおいても明らかである。

上記イ及びウは、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第2号の規定による随意契約としているが、単に販売会社であることをもって随意契約とすることは適切ではない。高知県契約規則(昭和39年高知県規則第12号)第31条の規定により、100万円を超える保守契約は、施行何及び予定価格調書を作成し、競争入札を実施すべきものである。

更に、契約に当たっては、契約内容及び額について十分な調査を行うとともに、機器をリースした場合との比較検討を行うことも必要である。

今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。

## (3) 措置状況

上記アについては、徴収した手数料を返還するための手続を行っています。

地方自治法施行令第165条の8の規定により、過年度の過誤納還付金は現年度の歳出として(23)節の償還金利息及び割引料から支出しなければならないため、予算流用手続完了後3月末までに還付することとしています。

今後は、退職職員に対する履歴証明等については、証明事務手数料を徴収しないよう事務局全員に周知するとともに、担当者の証明事務手数料の引継事項にそのことを明記しておくこととしました。

上記イ及びウについては、複写機の販売会社が保守を行うのが通常であり利便性が高いという認識を改め、100万円を超える保守契約は施行何及び予定価格調書を作成し、競争入札を実施します。

また、この契約に限らず支出予定額が100万円を超えることが予測される場合には、必ず施行何及び予定価格調書を作成すべきことを事務局全員に周知徹底し、「高知県会計事務の手引き」にある「契約事務参考資料」の一覧表と常に照らし合わせて適正な事務処理に努めるようにしました。

来年度、複写機をリースする場合は、現在のように保守契約を締結した場合と、保守契約を締結せず故障時に修理対応する場合との金額や契約内容の比較を行い、利便性等を考慮

したうえで、契約内容を決定することとします。

## 安芸福祉保健所

## (1) 事実認定

平成18年度安芸総合庁舎の冷暖房用白灯油の購入で、年間見込額が160万円を超えるにもかかわらず、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の規定による随意契約としていた。

## (2) 厳重注意事項

上記は、年間購入見込額が160万円を超えることから競争入札により契約すべきものであり、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び高知県契約規則第31条の規定に抵触しており、適正を欠く事務処理である。

今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。

## (3) 措置状況

施行何時、昨年度実績(2,047,500円)が160万円を超えていることを見過ごし、競争入札にすべきところを、安芸市内の4社の競争見積としてしまったものです。

今後は、こうしたことがないよう、高知県契約規則等について総務課をはじめとする関係職員で再度研修し、遵守に努めるとともに、契約事務参考資料の表を関係職員に配布し、常時目につく机の上に貼り付けるなどして契約方法等の認識を日ごろから育成します。

また、「高知県会計規則の執行について」、「高知県会計事務処理要領」、「高知県契約規則の施行について」、その他の参考資料を1冊のファイルにまとめ、関係職員が適切な事務処理を行えるよう配布し、職場内研修や自学自習に努めます。

起案の際には、根拠規定等を記載する等により、関係職員の理解を深め、ミスの防止に努めるとともに、複数の会計職員でチェックするなど、組織のチェック体制の徹底を図り、適正な会計事務の執行に努めます。

## 農業大学校

## (1) 事実認定

契約金額が5,681,496円の平成18年度給食及び宿泊環境整備業務委託で、予定価格調書を作成していなかった。

## (2) 厳重注意事項

高知県契約規則第31条の3及び高知県契約規則の施行について(昭和55年2月19日付け54管第111号副知事通知)第4の1の3で予定価格調書の作成を省略できる範囲は100万円を超えない金額と定められており、この規定に反する不適切な事務処理である。

今後は、このようなことがないよう適切な事務処理を強く求める。

## (3) 措置状況

当該委託業務については、契約内容を判断して、高知県契約規則第31条の3のただし書により予定価格調書を省略していましたが、省略する理由を記載していなかったため予定価格調書が作成されていないとして嚴重注意を受けたものです。

今回の監査結果を受け、契約事務、会計事務の執行について、基本的な事務処理手続の重要性を再認識しましたので、今後の事務処理の執行に当たっては、高知県契約規則等関係法令に基づき、適正な事務処理の確保に努めます。

安芸林業事務所

(1) 事実認定

森林基幹道開設事業西谷朝日出線2工区工事(基幹第22号)の変更設計に当たり、変更理由を「請負金額の増額に伴い施行延長が11メートルの増となる。」として変更契約をしていた。

(2) 嚴重注意事項

上記は、工事の施工現場において予期し得ない状態等が生じ、真にやむを得ない必要性により変更設計したのではなく、単に入札残金の全額を充当したものと見なさざるを得ず、地方自治法第2条第14項「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」及び地方財政法第4条第1項「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」の規定に抵触しており、適正を欠く事務処理である。

今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。

(3) 措置状況

今後は、工事の設計変更に当たっては、「設計変更に関する事務取扱要領」の主旨を徹底し、変更理由を明確にして、安易な変更処理を行うことのないよう、適切な事務の執行に努めます。

幡多林業事務所

(1) 事実認定

ア 緊急間伐総合支援事業等補助金において、過去数年間にわたり実績報告が正しくなされなかったために、補助金が総額で1,220千円余り過大に支出されていたことが、今年度の県の常例検査で判明した。このことは、補助金の支出は本課で行っているとは言え、検査は当事務所で行っていることから、その責任の一端は、当事務所にもあると認められる。

イ 平成17年度玉柄復旧治山工事(離島(復旧)第651号)の工事費積算に当たり、法枠工の市場単価への施工規模による加算率を誤ったため、工事費が342,300円割高となっ

ていた。

(2) 嚴重注意事項

上記アは、高知県補助金交付規則(昭和43年高知県規則第7号)第12条の規定に抵触しており、適正を欠く事務処理である。

今年度から、支払業務も含め、各林業事務所の業務となったことから、今後は、資金の流れについても口座の確認等、細心の注意を図り、このようなことが発生しないように適正な事務処理を強く求める。

上記イの工事費の積算は、森林整備保全事業設計積算要領(平成12年3月31日付け12林野計第138号)に基づき行われていたが、市場単価への加算率の適用基準に示されている加算率の適用の範囲についての理解及び積算内容に対する審査が十分でなかった不適切な事務処理である。

今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。

(3) 措置状況

ア 今後は、すべての間接補助金について、市町村の事務処理、検査体制等の指導を含め、資金の流れについても、口座の確認等、細心の注意を払い、このようなことが発生しないよう、適正な事務処理の確保に努めます。

イ 今後は、「森林整備保全事業設計積算要領」を正しく理解するよう、随時、注意を喚起するとともに、積算内容の審査も厳しく行い、このような誤りがないよう、適正な事務処理の確保に努めます。

安芸土木事務所

(1) 事実認定

平成17年度水尻海岸海岸災害復旧工事(16災第2672号)の予定価格調書に決裁権者の決裁がされていなかった。

(2) 嚴重注意事項

予定価格調書は、建設工事契約事務処理要領について(平成10年12月21日付け副知事通知)で、所属長直近下位の技術職の者が作成し、自ら所属長の決裁を受けるものと定めており、これに反する不適切な事務処理である。

今後は、このようなことがないよう適切な事務処理を強く求める。

(3) 措置状況

決裁権者の決裁がなかったことについては、上記工事の入札において、技術次長が予定価格調書を作成する際に、決裁権者である所属長の押印の確認を怠ったことと、入札事務担当者による予定価格調書の確実なチェックが行われなかったことによるものです。

今後は、競争入札における予定価格決定の意義の重要性を再認識し、予定価格調書の作成者である技術次長が決裁権者の決裁の確認を確実に行うとともに、入札事務担当者におい

ても、入札時の作業の中で、予定価格調書の決裁印や記載内容の点検を徹底し、このようなことのないよう適切な事務執行に努めます。

中央東土木事務所

(1) 事実認定

河川法第32条第4項の規定に基づく土地の占用許可期間が平成17年10月1日から平成18年9月30日までの2箇年度にまたがっており、平成17年度に半額の6,750円の収入調定を行うべきところ、翌年度の平成18年5月17日に全額の13,500円を一括収入調定していた。

(2) 嚴重注意事項

上記は、河川法施行令(昭和40年政令第14号)第18条の流水占用料等の徴収に関する規定に抵触しており、適正を欠く事務処理である。

今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。

(3) 措置状況

今後は、年度区分に十分注意して調定を行い、適正な事務処理に努めます。

中央西土木事務所

(1) 事実認定

伊野合同庁舎空調設備保守点検業務委託(契約金額598,500円)及び空調設備自動制御機器の保守点検委託(契約金額609,000円)で、本来これらは一連の業務であるが、平成17年度及び平成18年度ともに入札を行わず、それぞれの機器・設備の設置場所が異なっていることを理由に随意契約で処理をしていた。

(2) 嚴重注意事項

上記を一連の業務として委託するには、100万円を超えることから競争入札により契約すべきものであり、高知県契約規則第31条及び高知県契約規則の施行について(昭和55年2月19日付け54管第111号副知事通知)第4の規定に反する不適切な事務処理である。

今後は、このようなことがないよう適切な事務処理を強く求める。

(3) 措置状況

空調設備保守点検業務委託及び空調設備自動制御機器保守点検業務委託は、平成17年4月に庁舎管理業務を中央西福祉事務所から移管される以前から、それぞれを随意契約としてきており、移管後もそのまま踏襲していたものです。

今後は、高知県契約規則等に基づき適切な事務処理に努めます。

18高教政第632号  
平成19年3月20日

高知県監査委員 様

高知県教育委員会委員長  
定期監査の嚴重注意に対する措置について(通知)  
平成19年2月15日付け18高監報第16号で報告のありました定期監査の結果について、下記のとおり措置しましたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により通知します。

記

1 高知農業高等学校

(1) 事実認定

平成18年度のA重油の購入で、年間支出見込額が252万円であるにもかかわらず、2社からの競争見積りにより随意契約としていた。

(2) 嚴重注意事項

上記は、年間支出見込額が160万円を超えることから競争入札により契約すべきものであり、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び高知県契約規則第31条の規定に抵触しており、適正を欠く事務処理である。

今後は、このようなことがないように適正な事務処理を強く求める。

(3) 措置状況

今回の嚴重注意事項については、年間支出見込額が160万円を超えるにもかかわらず競争入札ではなく競争見積りにより契約を行っていたという、基本的な契約事務の認識不足が原因である。

今後は、このようなことがないように高知県契約規則等関係法令の再度の確認の徹底を行うとともに、より慎重かつ適正に事務処理を行い、再発防止に努める。

会計発第34号  
平成19年2月23日

高知県監査委員 様

高知県公安委員会委員長

定期監査結果に基づく措置について(通知)

平成19年2月15日付け18高監報第16号で報告のありました定期監査の結果については、下記のとおり措置しましたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により通知します。

記

1 高知警察署

(1) 事実認定

平成18年12月現在、平成18年3月分の自動車運転代行業認定証書換え手数料2,100円が調定漏れとなっていた。

(2) 嚴重注意事項

上記は、地方自治法第208条及び地方自治法施行令第142条に規定する歳入の会計年度所属区分に抵触し、また、高知県証紙収入事務取扱要領(平成4年3月10日付け3出第255号

副出納長通知)の規定に反する適正を欠く事務処理である。今後は、このようなことがないように適正な事務処理を強く求める。

(3) 措置状況

ア 調定漏れのあったものについては、平成18年12月12日に収入調定しました。

イ 当該手数料の節区分である「運転代行業認定手数料」は、年間10件足らずと少ないうえに毎月ないことと、許認可事務担当者が4月1日付け人事異動で交替したことから、収入調定内訳書の作成を抜かるというミスを生じ、収入調定漏れとなったものです。

今後は、証紙収入がない月でも、許認可事務担当者は会計事務担当者に「該当がない」という報告をさせるとともに、担当者相互の連絡を密にして、調定漏れを生じさせないように適正な処理に努めさせます。

人事委員会公告

高知県警察官A男性及び高知県警察官A女性の採用試験を次のとおり行う。

平成19年4月17日

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

1 試験区分及び採用予定人員

試験区分	採用予定人員
警察官A男性	47名
警察官A男性(武道指導)	柔道 1名 剣道 1名
警察官A女性	4名

2 職務内容

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防・鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持等の任務に従事する。

また、武道指導については、上記のほか、警察官に対する柔道又は剣道の技術指導等の業務にも従事する。

3 受験資格

次の(1)から(4)までに該当する人

(1) 昭和52年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた人で、学校教育法(昭和22年法律第26号)による4年制の大学等を卒業した人又は平成20年3月31日までに卒業見込みの人

(2) 日本国籍を有する人

(3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号に掲

げる人(準禁治産者を含む。)のいずれにも該当しない人

(4) 試験区分「警察官A男性(武道指導)」については、次のいずれかに該当する人

ア 柔道の段位が3段以上(大学等を卒業見込みの人は、2段以上)であること。

イ 剣道の段位が4段以上(大学等を卒業見込みの人は、3段以上)であること。

4 受験手続

(1) 受付期間

平成19年5月14日(月)から同月31日(木)まで

(2) 申込書の配布場所等

高知県人事委員会事務局、高知県庁本庁舎玄関募集要項コーナー、高知県警察本部玄関受付、県内各警察署、県内各交番及び県内各派出所並びに高知県人事委員会のホームページ

(3) 申込書の提出場所

高知県人事委員会事務局

5 試験の日時及び場所

区分	種目	日時	場所
第1次試験	教養試験 身体検査 体力試験 (武道指導の受験者を除く。) 実技試験 (武道指導の受験者に限る。)	平成19年7月8日(日)午前9時から午後5時ごろまで	○男性 高知市城北町1-14 高知小津高等学校 又は 高知市丸ノ内二丁目2-40 高知丸の内高等学校 (試験の一部について、会場を移動する場合があります。) ○女性 高知市丸ノ内二丁目2-40 高知丸の内高等学校
第2次試験	論文試験	平成19年8月2	高知市棧橋通



口述試験 適性検査 身体精密検査	日(木)から同 月8日(水)ご ろまでの間に実 施するが、詳し い日程等につい ては、第1次試 験の合格通知に 記載する。	四丁目15-11 高知南警察 署 (試験会場を 変更する場合 がある。)  高知市丸ノ内 二丁目4-1 高知県庁北 庁舎
------------------------	--	--

6 試験の方法

(1) 第1次試験

種目	内容
教養試験	警察官として必要な大学卒業程度の一般的知識及び知能についての五肢択一式による筆記試験
身体検査	職務遂行に必要な身体を有しているかどうかについての検査
体力試験 (武道指導の受験者を除く。)	職務遂行に必要な体力及び運動能力を有しているかどうかについての試験
実技試験 (武道指導の受験者に限る。)	柔道又は剣道について、武道指導者にふさわしい技能、気力、体力等を有しているかどうかについての実技試験

(2) 第2次試験

種目	内容
論文試験	警察官として必要な識見、表現力等についての筆記試験
口述試験	人物、人柄等についての集団討論及び個別面接による試験(個別面接は、2回行う。)
適性検査	職務遂行に必要な適格性を有するかどうかについての検査
身体精密検査	胸部疾患の有無その他についての検査

7 合格発表時期  
第1次試験の合格者の発表は7月中旬に、最終合格者の発表は8月下旬に行う。

8 採用  
(1) 最終合格者は、各試験区分ごとに作成される採用候補者名簿(有効期間は原則として1年間)に登載された上、警察本部長からの請求に応じて成績順に提示され、そのうちから採用者が決定される。  
(2) 採用は、原則として平成20年4月1日の予定である。  
(3) 平成20年3月31日までに学校教育法による4年制の大学等を卒業する見込みで受験し、この試験に合格して採用候補者名簿に登載されても、平成20年3月31日までに卒業しなければ、採用されない。

9 給与  
平成19年4月1日現在の初任給は、185,300円であるが、採用前の職歴等に応じて加算される場合がある。また、このほかに期末手当、勤勉手当等の諸手当が支給される。

10 共同試験  
試験区分「警察官A男性」の第1次試験は、高知県(高知県人事委員会)が東京都(警視庁)及び大阪府(大阪府警察本部)と共同して実施するものであり、希望することにより、共同試験実施都府の第1次試験を同時に受験したものと取り扱われる。

なお、第1志望の第1次試験に合格した人は、第2志望の第1次試験の合格者とはならない。

受験資格

都府名	年齢等	学歴
東京都 (警視庁)	昭和52年7月10日から平成2年4月1日までに生まれた男性	学校教育法による4年制の大学等を卒業した人又は平成20年3月31日までに卒業見込みの人
大阪府 (大阪府警察本部)	昭和52年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた男性	

11 試験成績の開示  
この試験の受験者(高知県を志望した人に限る。)は、成績の開示を請求することができる。

12 その他  
(1) この試験についての問い合わせは、次に行うこと。

問い合わせ先	電話番号	所在地
高知県人事委員会事務局	(088) 821-4641	高知市丸ノ内二丁目4-1

		高知県庁北庁舎
高知県警察本部 警務課	(088) 826-0110 内線2613、2614 (フリーダイヤル) 0120-032-376	高知市丸ノ内二丁目4-30

(2) 試験の詳細については、別に試験案内が作成されているので、参照すること。